

第三十二回 参議院内閣委員会會議録第二十号

昭和三十四年四月二十七日(月曜日)午後一時二十八分開会

委員の異動

四月二十一日委員石黒忠篤君辞任につき、その補欠として高瀬莊太郎君を議長において指名した。  
四月二十五日委員増原謙吉君及び中山福藏君辞任につき、その補欠として小柳牧衛君及び下條康磨君を議長において指名した。  
本日委員高瀬莊太郎君辞任につき、その補欠として田村文吉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 永岡 光治君  
理事 松岡 平市君  
山本 利壽君  
千葉 信君  
田村 文吉君

委員

大谷 藤之助君  
大谷 賛雄君  
木村 篤太郎君  
小柳 牧衛君  
下條 康磨君  
野本 品吉君  
堀本 謙三君  
前田 佳都男君  
松村 秀逸君  
矢嶋 三義君  
横川 正市君  
八木 幸吉君

國務大臣

大藏大臣 佐藤 榮作君  
運輸大臣 重宗 雄三君  
國務大臣 伊能 雅次郎君  
國務大臣 世耕 弘一君  
國務大臣 山口 喜久二郎君

政府委員

人事院総裁 淺井 清君  
人事院事務総局 給与局長 瀧本 忠男君  
總理府総務長官 松野 頼三君  
總理府総務副長官 佐藤 朝生君  
内閣総理大臣 増子 正宏君  
官房公務員制度調査室長 山口 西君  
行政管理局長 後藤 田正晴君  
自治庁長官 門叶 宗雄君  
官官房長 丸山 信君  
調達庁長官 淺村 廉君  
経済企画庁総合開発局長 佐野 廣君  
大蔵省主計局長 石原 周夫君  
大蔵省主計 計局次長 村上 一君  
大蔵省主計 局給与課長 岸本 晋君  
運輸大臣官房長 細田 吉藏君  
運輸省航空局長 林 垣君  
労働大臣官房長 瀧谷 直藏君  
事務局長 杉田 正三郎君  
常任委員 会専門員

説明員

自治庁行政局長 今枝 信雄君  
公務員課長

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選

○國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(永岡光治君) これより内閣委員会を開会いたします。

委員の異動がございました。去る四月二十一日石黒忠篤君が辞任され、後任として本日田村文吉君が委員に選任されました。また一昨二十五日、増原謙吉君及び中山福藏君が辞任され、その後任として小柳牧衛君及び下條康磨君が委員に選任されました。以上御報告申し上げます。

○委員長(永岡光治君) それではこれより議事に入ります。

まず、理事補欠互選の件につきお諮りいたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認めさせていただきます。

○委員長(永岡光治君) 次に、國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案、國家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案、以上兩案を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。政府側の出席は佐藤大蔵大臣、岸本主計局長、増子公務員制度調査室長、佐野大蔵政務次官、小柳牧衛總理府総務長官、淺井人事院総裁は間もなく見える予定になっております。以上であります。御質疑のあり方は、順次御発言を願います。

○野本品吉君 大臣に御質問申し上げますが、この一般職公務員の國家公務員共済組合法の一部改正ということですが、その中に取り入れることになっておりますが、しかし、日本の公務員制度の根本の非常に重大な問題であると思っております。従って政府当局として、あらゆる角度からの慎重なる御検討を願っております。

けれども、しかし一般の者から見ますと、いろいろと疑問を生ずる点がありますので、それらの点につきまして若干御質問申し上げますので、どうぞ納得のいくような御説明、御答弁をお願いしたいと思います。

私が一つの疑問として考えております点は、第一に大蔵省の設置法の規定から申しますと、設置法の第三

条に大蔵省は、「國の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。」そのあとに國の財務、通貨、金融、外國為替、証券取引、それから造幣事業、印刷事業、この七つの項目があげられて大蔵省の所管として規定されております。そこで、今度の共済組合法の一部改正というようにこの法案を大蔵省から出されることについては、それらの大蔵省の設置法の規定とどういう関係においてお考えになつておられるか、この点をお伺いしたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) これは事務當局から説明した方が明確かと思ひますが、主計局の扱います仕事の中に、共済組合に関する事項というのがあるのでございます。その観点、その立場からたゞいまのような法律案を提案して御審議をいただいております。かようなことになっております。

○野本品吉君 それでは事務當局から一応この点についてごまかい御説明を願います。

○政府委員(石原周夫君) ただいま大臣からお答えがございましたように、大蔵省の事務につきましては、各局に關します事務の規定がございまして、主計局の事務のうち共済組合に關します事務が入っております。今回提案を申し上げております共済組合の年金の形になっておりますので、現在の大蔵省設置法に基きまして大蔵省の事務ということで御提案を申し上げておる次第であります。

○野本吉吉君 それは設置法の第三条の規定とは違つて大蔵省の内部規程でございすか。

○政府委員(石原周夫君) 従来の大蔵省設置法第八條第二十一号、そこに其の組合その他福利厚生に関する施設をなす、これを管理するという規定がございす。これが今回の国家公務員共済組合法の二十五条におきまして其の組合に関する制度を管理するというように改めてございす。従来からこの八條の二十一号に基きまして其の組合の事務は大蔵省が管理いたしてございす。

○野本吉吉君 その次にお伺いしてございすと思ひますことは、私が申し上げるまでもなく、国家公務員に對しましては、国家公務員法によりまして一般の基本的な人権も言うべきいろいろの事柄が制約されてございす。しかも、公務員法には職務に専念する強い義務づけがされてございすことは御承知の通りであります。そこで基本的な人権に類するような私企業からの分離とか、あるいは政党的役員になることができないというような、そういうものを押えておる一方において職務に専念の義務ということが強く要求されておる。そういう条件下に長い間まじめに公務に従つておつた者に対しては、固あるいは地方公共団体というものは、使用主としての責任において退職後の処遇を当然考へるべきである、こういう考へ方もできるわけでありすが、この点についての御見解を承わつておきたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいまのお尋ねは基本的な問題、いわゆる公務員制度といひますか、公務員の本質に

関するお尋ねだろうと思ひますのでございす。かつての官吏制度と最近の公務員制度、これは官吏制度から発展していったものではございす。よほど本質的に變つて参つておる。どういふ点が變つておるか、まあたとへば今御指摘になりますような職務の性質から言ひますと、いろいろの制約、これはもう當然と言ひますと、いろいろの議論がございす。これはもうやむを得ないことだらう、そういう場合に雇い主としても申しますか、使用主としても申しますか、

國家なりあるいは公共団体の責任というか、それは一体どういふように果して行くか。これはもうもろんだいまの現職であります。給与が適正でなければならぬ、また退職後についても生活に不安のないようにもろんだいま考へていかなければならぬ、これはまあ非常に抽象的な言ひ方でございす。その考へ方に立つて私企業の場合とこれを比べてみましたときに、一体私企業においても適正な給与がなされるし、退職金が出され、あるいは場所によつては年金が支給される、これと実は同じような考へ方ではないのか。ただ特別な制約がございすことは、従事する仕事の内容から当然受ける制約じゃないか、こういうふうに私ども実は考へて参つておるのであります。いわゆる特別な制約がある場合において、従つて雇用主とすれば一般より以上特別な制約に對応するようないふ賃金支給の義務や、あるいは退職年金支給の義務があるかと申しますと、これは少し論理的な飛躍じゃないか。と申しますのは、やはりこの職務からくる制

約、それこそは職業選択の自由とでも申しますか、當然そういうような職業に入ればそういう制約を受けるということも承知の上のまあ職業選択の自由、その結果たゞいま申すような制約を甘んじて受けるということではないか、かように思ひますのであります。ただ、私も官僚の出身でありますし、昔のことなど考へて参りますと、最近の公務員の制度といふものは、昔とはよほど違つてきておる。ここに新しいものを考へていかなければならぬ。ただその場合に、其の組合制度を充足して行く上に大事な公務員の性格そのもので、其の組合制度だけを充足して行くことが、いかに説明が不十分というか、削り切れないものがあるのじゃないかと思ひますが、私はこの公務員制度そのものについても、もつと考へ方を明確にするような公務員法の改正を企圖されておる、かように考へております。おりますが、その事柄はまあ昔のような官吏制度じゃなくて、新しい時代の官吏制度といふことで充足して行くべきであり、その点から考へて参りますと、其の組合法、あるいは退職年金制度、こういうものとはすぐ直接のつながり、こういうことには、少し論理的に、飛躍と言つては語弊がありますが、當然のものとして結論づけるというわけにはいかないのじゃないか、ここに少し別なものとして御考へが願えないか。先ほど申します職業選択の自由といふ、その建前から、この職務につけばこれこれの制約を受けるといふことは、これは一つの約款的なものでございすから、これを承知の上で仕事に従事する、こういう建

前、こういうように理解すべきじゃないかと私は思つておるのでございす。

○野本吉吉君 この制度を実施するたゞに、たゞいまも大臣が述べられました、國家公務員法の何カ条かについて改正の措置がとられておる。私もその考へ方からいへば、其の組合法の一部改正という、そういうことをやるために、國家公務員法の改正にまで手を伸ばすということについても、相当慎重な考慮を要するのではないかと、つまり國家公務員法は公務員に對しまして基本法でありますので、そういう基本法が何か新しい制度をあとから作ることによつて、取りくずす的にこれがくずされていくというような考へ方もできるものでありまして、この点についてはどんなふうにお考へになつておりますか。

○國務大臣(佐藤榮作君) その、次々に新しいものをこしらえていつて内容を取りくずす、こういうような御心配があるようですが、そういう考へ方ではないに、今回とりました処置は、先ほどの私企業の場合、あるいは國家機關、公共の団体に勤務する、こういう場合に、一体どういふような差等ができるか、そういう差等をこしらへることとはいひとか悪いとかいふ議論があるだろうと思ひますが、あまり私どもの考へ方としては賛成しかねる。そこはやはりその主体といひますか、それは國であり公共団体ではあるが、私企業の場合に就職しておる人と非常な懸隔のないような処遇が必要なんじゃないか、言いかえしますならば、私企業の場合には、現職にある間は給与が高いが、公務員は、まあ昔の、公務員じゃなく

て官吏といふものを比べますと、官吏は榮典制度を受けた、あるいは恩給という制度がある。これで現職時代の給与とは別なものがあるといふことで、官吏を職務として選択する人も相当あつた。しかし今日の状況になつて参りますと、働く職場は役所であるが、地方団体であるが、その他私企業であるが、やはりこの適正給与といふ問題が、職務に對して当然払われ、退職後の処置につきましても、順次それが同じような考へ方、もちろん金額の多寡はございすけれども、同じような考へ方で処理されていくといふような今の方向じゃないか。だから公務員といふ制度につきましても、そういうような意味で大体見られてゐる、しかしながら、仕事の性質上から當然受ける制約、あるいは組合活動等についても、組合結成の自由がないとか、こういうような特別なものがその職務から当然出てくる、一般公務員につきましても、そういうような点は、職務の性質から区別を受けることは仕方がないけれども、生活そのものを保障するようないふ意味での給与制度なり、あるいは退職制度なり年金制度なりといふものは、同じような考へ方で処理すべきじゃないか、こういうことでございすので、いわゆる公務員法の改正と全然関連なしとは申せませんが、大体の方向は變つておらないのじゃないだろうか。ただ、私が非常に心配しておりますのは、公務員としての、先ほど御指摘になりましたいろいろの基本的な制約といふか、こういう職務から當然くる制約といふものを、どの程度にこれから規制していくかといふ問題が一つあるのじゃないかと思ひますのであ

前、こういうように理解すべきじゃないかと私は思つておるのでございす。

○野本吉吉君 この制度を実施するたゞに、たゞいまも大臣が述べられました、國家公務員法の何カ条かについて改正の措置がとられておる。私もその考へ方からいへば、其の組合法の一部改正という、そういうことをやるために、國家公務員法の改正にまで手を伸ばすということについても、相当慎重な考慮を要するのではないかと、つまり國家公務員法は公務員に對しまして基本法でありますので、そういう基本法が何か新しい制度をあとから作ることによつて、取りくずす的にこれがくずされていくというような考へ方もできるものでありまして、この点についてはどんなふうにお考へになつておりますか。

○國務大臣(佐藤榮作君) その、次々に新しいものをこしらえていつて内容を取りくずす、こういうような御心配があるようですが、そういう考へ方ではないに、今回とりました処置は、先ほどの私企業の場合、あるいは國家機關、公共の団体に勤務する、こういう場合に、一体どういふような差等ができるか、そういう差等をこしらへることとはいひとか悪いとかいふ議論があるだろうと思ひますが、あまり私どもの考へ方としては賛成しかねる。そこはやはりその主体といひますか、それは國であり公共団体ではあるが、私企業の場合に就職しておる人と非常な懸隔のないような処遇が必要なんじゃないか、言いかえしますならば、私企業の場合には、現職にある間は給与が高いが、公務員は、まあ昔の、公務員じゃなく

す。しかしまあ、今回この法律案の御審議が幸いにして皆様の御賛同を得ますれば、当然だいたい主計局長が申しますように、三十五年度においては地方公務員も同様の処遇をとりたい。その場合においては財源的措施を十分考えていくという考えでございます。

○野本品吉君 ほかには法案も大事なものが山積しておりますから、簡単にあとい、二の点につきましましてお伺いしたいと思ひます。その一つは、これは事務当局の方十分お考えになっておられるのですが、つまり、懲戒処分を受けた公務員に対して給付を行わないというものが、従来の建前。今度の法律では、給付を行わないことができる、こういうことになっておられる。そこで、給付を行わないことができるというのを、受ける方の立場から見れば、大體給付をされると、こういうふううに受けるだろうと思ふ。そういうふううに、給付を行わない場合に、これは苦情処理とか、異議の申し立てとか、そういうふううな点は、どういうふううにお考えになっておられますか。

○政府委員(石原周夫君) ただいまのお尋ねの救済の制度につきましては、これは今条文で申し上げますと、百三条に、審査の請求というのがございます。まして、給付の決定がございましてから、六十日以内に審査の請求ができる。審査をいたしまする機関は、百四条にございまして、国家公務員共済組合審査会というものがございまして、その審査会におきまして十分に審査をやつて参るといふことに相なっております。

○野本品吉君 今の点は、条文として私も承知しておたのですが、ここにいろいろ将来ごたごたの起る相当な可能性があると思ふので、従つて、そういう場合に対処するために十分用意があつてしかるべきではないかと、かようにまあ考えるわけです。

それから次に伺ひしておきたいと思ひますことは、これは社会党の皆さまから質問があつたのですが、組合の自主運営の問題、これらにつきましても、いろいろ問題があつておられるので、そういうことにおきまして政府のお考えをお伺ひしておきたい。

○政府委員(石原周夫君) ただいまのお尋ねの点は、共済年金制度を運営して参ります単位組合におきまして運営審議会、あるいは非現業の連合会における評議委員会等の問題であらうかと思ひますが、これは御承知のよう、現在の厚生年金の給付金の制度におきましては、そういうふううな機関はございせん。組合の管掌の健康保険の場合におきましては、厚生大臣の取消権があるわけでありまして、こういうふううな民間の制度と比べてみまして、やはり業務を運営して参ります上におきまして、各単位組合におきまして運営の問題といたしまして運営審議会、さらに連合会の段階における評議委員会というふうなものを作りました十分に運営の適正を期して参りたいといふことで来ておるわけでありまして、自主的というお話は、あるいはこれを諮問機関にいたしませんで議決機関にいたしたかどうかというお尋ねかと思ふのでありますが、これにつきましまして、いつかの機会にお答えしたかと思ひますが、今申し上げましたような民間との構成の比較等から考えまして、十分に諮問機関の段階におきまします意見の反映をいたすわけでありまして、その程度をもちまして、現在の運営といたしましては適當であらうかと思ひます。あるいは自主的とおっしゃいますもう一つの点は、政府の許認可事項が多いのじゃないかということがもしこ

ざいますれば、これにつきましても、他の民間の場合における保険の場合、それらと比較いたしまして、全体といたしまして運営の統一を期するといふことの必要な面につきましまして、やはり、一本にいたす必要がございまして、その見地から許認可事項を作つておるわけでありまして、その点は自主的と申しますか、運営がそのためにいわゆる官僚的統制に流れるといふことがないように、建前の上でも配慮いたしておるつもりでありまして、運営におきましても十分配慮して参りたいと考えておるわけでありまして、

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま主計局長からお答えをいたしました、先ほど来野本委員の御意見、もちろん基本に触れた大事な諸点であるように私は思つておるのでございまして、今回新しい制度といひますか、在来の恩給制度を共済組合制度に切りかえておられますので、そのためにいろいろその問題があるように思ひます。しかし、今回のこの法律案を作ります前に、各種の問題は十分精査したつもりでござい

ますが、いずれにいたしましても新しい制度でございまして、この新しい制度を、本来の目的に沿うように、りっぱに運営していくという、その点では、絶えず今後とも引き続いて工夫を要することがあるだらうと思ひます。先ほど来お尋ねになりました諸点につきましまして、政府当局といたしまして、もちろん今後の問題として考へべき事柄については、今後の問題として十分取り組んでいくつもりでござい

ます。先ほど来お話しになりました公務死あるいは公務障害の場合とか、あるいはその他の許認可の問題だとか考へて参りますと、幾つも問題があるように思ひますが、十分今後とも努力をして参りますことを、大臣としてお答えをしておきたいと思ひます。

○野本品吉君 ただいまの問題で、私はけさ見たまま新聞を見ますと、厚生年金保険の積立金が二千八百億になつたと、その問題に触れまして厚生省から自主的運営といつたような注文がついて、大蔵省と意見の対立をしておるというふうなことが、けさの新聞で実は報道されておるわけです。そういう事態はこの制度の運営の将来においてあるいは起り得るかもしれないのです、そういうふうな点について、これは主計局長にお伺ひしたい。

○政府委員(石原周夫君) 厚生年金につきましましての資金運用の問題とこの共済年金の場合とは、申すまでもなく御承知のように違つておるわけでありまして、厚生年金の方におきましては、御承知のように、これは全額一応資金運用部に預託することに相なつております。ただ、御承知のように還元運用というものを最近やつておられて、毎年逐次還元運用額もふえ、また今後の運用につきましても、できるだけそういう趣旨を含んだ運用をいたしたいといふことは、従来から大蔵省としてもお答え申し上げておるわけでありまして、この共済年金の場合におきましては、御承知のように、大體厚生年金の額に達する程度、おおむね三分の一程度だと思ふのでありますが、これを資金運用部に預託をいたします、が、あとは預託をいたしませんで運用いたすわけでありまして、もちろんこの運用につきましましては、政令その他基準をきめまして、有利でありますと同

時に、また確実であるといふことがございまして、そういうふうな運用につきましまして十分な配慮をいたしておりますが、建前は今申し上げました厚生年金とは違つておられて、いわゆる福祉施設的な運用ということが可能な建前に相なつておるわけでありまして、

○野本品吉君 こまかい問題がまだありますが、最後に私は別な問題で、二お伺ひしておきたいと思ふ。まあ、今まで私が質問いたしましたことは、要するにこの制度の理念的な問題、それからいろいろと研究を要する点のおもな点を指摘したつもりでありまして、次に伺ひたいとしておきたいと思ひます。これは、実は先般松野総務長官が出席されましたときに、恩給法の規定によりまして支給されておりました恩給あるいは年金といふものを受けおる者が、年末において非常に苦しいところに入つていく、この機会をねらいまして、悪徳金融業者が手を伸ばしまして、いろいろとおもしろくない事態が発生しておるわけで、私は年来事務当局とも話し合つてきたのでありますが、これは法律の改正も必要としなければ、また予算の点に手をつける必要もなし、ただ政令の一部を改正しさえすればできるので、そこで十、十一、十二の三ヵ月分を一月に支給しておるのを、これを年末資金的な意味を持たせて十二月に支給してもらつてはどうか、また、そうしていただくことが非常にあたたい行政ということにならうと思ふ。これは松野長官は、大蔵省とも十分話し合つてみるといふ答弁でございまして、この際大臣の御所見を承わつておきたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) 恩給の支払

いの問題で、十、十一、十二ですか、

いと思います。

いと思うので、附帯決議の条項を十分

違うのじやないかと思いますが、そう

スを失したものでなく、むしろ従来

ものを、十二月に支払うようにしたら

法の一部改正という法律案の附帯決議

読み上げまして具体的に私どもの気持

いう勤続年数の長短によってバランス

の給付上の差は縮まっております、か

どうか、さすがに野本さんその方の専

の中に、昨年衆議院の内閣委員会にお

を披瀝したい、こういうことで今材料

ととったのか、その点をお伺いした

うに考えております。

御意見のように伺います。私どももあ

形で恩給制度、恩給の内容等につきま

事務当局といたしましても、また政府

質問、警察職員の退職年金と一般職員

三〇%がこれは資金運用部に入ってい

なかなかに気がつかなくて申しわけな

て、政府はできるだけ早く研究して具

見も十分交換をいたしておりますし、

かと思ひますが、確かに警察職員は十

くわけなんです。それで衆議院の大蔵

ではない、一つは御承知のように郵政

が、今後附帯決議についてほんとうに

誠意をもちましてこれが実現に努力す

きますと一般職員と全く同じというよ

委員会でこの審議の過程でもこの点は問

が、年末年始の關係でなかなか忙しい

附帯決議として恩給法の一部改正の法

答えにかえさしていただきたいと思ひ

は従来恩給法のもとでも、一般の公

内、現在はお江、酒井、石坂、中山、

専門に分れておりますから、年賀郵

案につけ加えられたわけでございま

ます。いつも附帯決議については、同

は従来恩給法のもとでも、一般の公

工藤と、こういう人たちが入って実際

便で忙しいというわけじゃございま

たしますために、これまた大蔵省当

ども責任をもちましてこの附帯決議を

二年で年金がつく。一般の職員に比

上運用の審議に参画をいたしております

と、その辺が一緒でございましてた

局の格別な御配慮をいただかなければ

尊重していき、この考えを重ねて御披

露いたしておきます。

す。ただこの資料からいいますと、現

に、事務的に相当忙しいというこ

ならぬと、こう思うのです。あの附帯

決意と申します一応の大蔵省当局の御

二年で年金がつく。一般の職員に比

という金が運用され、それからその利

で、扱いかねるというようなことが

決意と申します一応の大蔵省当局の御

率を見ていきますと、利率は低いと

ろは三分五厘、高くて七分三厘、こ

うい運用利で運用されておるのであ

あったやに実は伺っております。しか

意見と申します一応の大蔵省当局の御

かいます。あまり年をとった方は警察官とし

ては不向きであるというような考え方

りますが、実際には私はこれは最近の

点、しごくもつともな話であり、せ

は恩給について附帯決議の方かと思

質問をいたしておりますが、資料をも

から出た制度であると思ひます。この

一般庶民の利殖観念から考えてみて

かくの恩給制度から申せば、一つ努

をしてもその程度は実現したいもの

ております。この国家公務員共済組合

制度を新年金制度に切りかえる場合に

も、こういう低利運用、国策的低利運

だと、かように考えております。郵政

法等の一部を改正する法律案に對する

附帯決議、この方は実は材料を持つて

どういう制度に切りかえるか、これは

放置すれば減少するのじやないか。

いう案を持って参りますか、同じ政府

部内のごとでありますから、よく話し

ますが、ただいま申し上げました給付率

で一応結着はついておるわけであり

る。ただ、これが一般職員と警察職員

合つて、せつかく出します恩給、これ

おるのですが、この方でしたら一つ申

う点で、その点、計算上のアンバラ

ンスになつておらないという、そうい

政府部内で議論があつたようであり

は十分時宜を得ていくように処置した

おるのですが、この方でしたら一つ申

う点で、その点、計算上のアンバラ

ンスになつておらないという、そうい

政府部内で議論があつたようであり

いものだ、かように考えております。

おるのですが、この方でしたら一つ申

う点で、その点、計算上のアンバラ

ンスになつておらないという、そうい

政府部内で議論があつたようであり

○野本吉吉君 その問題につきまして

おるのですが、この方でしたら一つ申

う点で、その点、計算上のアンバラ

ンスになつておらないという、そうい

政府部内で議論があつたようであり

は、実は先年、去年でしたか、恩給

おるのですが、この方でしたら一つ申

う点で、その点、計算上のアンバラ

ンスになつておらないという、そうい

政府部内で議論があつたようであり

局、郵政省の事務当局ともいろいろ話

おるのですが、この方でしたら一つ申

う点で、その点、計算上のアンバラ

ンスになつておらないという、そうい

政府部内で議論があつたようであり

し合つて参つた問題でありますので、

おるのですが、この方でしたら一つ申

う点で、その点、計算上のアンバラ

ンスになつておらないという、そうい

政府部内で議論があつたようであり

ただいままあ御親切な御答弁があつた

おるのですが、この方でしたら一つ申

う点で、その点、計算上のアンバラ

ンスになつておらないという、そうい

政府部内で議論があつたようであり

わけでありまして、ぜひその点につ

おるのですが、この方でしたら一つ申

う点で、その点、計算上のアンバラ

ンスになつておらないという、そうい

政府部内で議論があつたようであり

ましては具体的に解決のできますよう

おるのですが、この方でしたら一つ申

う点で、その点、計算上のアンバラ

ンスになつておらないという、そうい

政府部内で議論があつたようであり

に大臣に特別な御配慮をわすらした

おるのですが、この方でしたら一つ申

う点で、その点、計算上のアンバラ

ンスになつておらないという、そうい

政府部内で議論があつたようであり

第一部 内閣委員会会議録第二十号

昭和三十四年四月二十七日 (参議院)

五

ついてこのままの運用をずっと持続していくつもりなのかどうか、それが第一点。

それから第二点は、この金を集める窓口である郵政省の実際上の運用は、ずいぶん各個に困難を来しておるようである。個別に非常に預貯金をするものの勧誘が非常にむずかしくなってきた。あわせて事務費その他の内容を見てみると、これは大臣が郵政大臣されておったときにも問題があり、その後借り上げ金みたいな格好で、実際上は支払いを行わない金が百何十億か累積されて貯金関係の運用をされておった。ひいてはこれは郵政省の貯金会計にも響く問題でもありますが、それからそのことはこの預金の増強に相当大きな影響を持つことである、こういう二重の作用が起ってくると思うのであります。この点で現状のままこれを推移するつもりか、解決する何らかの方策を打とうとされておるか、これが第二点。

それから第三の問題は、私はやはりこの庶民の金でありますから、なるほど運用されておるそのものが、名実ともにこれは一般に言われる独占企業とか、あるいは大企業だけに回されるといふふうには、私は指摘することは当然だと思うのですが、この金の実際上の運用については、もっとその預貯金を行なっておる者への還元を思想的にもっとはつきり持つべきではないか。そういう点で第一点としては今度のこの年金その他の額からいって、相当大きな金が実際に運用されるようになるわけですし、そういう見通しはつきりしておるわけですから、そういう点からいってこの運用の実際上の

人員構成というものに対して、もう少しこの庶民の金も相当いわば専門的にいうことよりか、実際的に入る方法というものを考えるべきじゃないか。そういうことが私は今の内閣でとり得ないと言われている一面を政策的に私はある程度国民に納得せしめる方法になるのではないかと、こう思うのであります。そういう点をあわせてこの運用の問題について大臣の所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤栄作君) 資金運用部資金については考えさせられることが非常に多いのです。ただいま横川委員が御指摘になりますような点も、それぞれ問題がございますが、基本的には、これは何と申しませんが、堅実でなければならぬと思ひますし、堅実といひますか、確実である、これが必要だと思ひます。大事な資金でございますから、この運用において一歩を誤まり、そのことによって国民全体に御迷惑をかけるようなことがあつては相なりません。そういう意味においては確実第一といひますか、そういうことであり、またせっかくの資金でございますから、やはり利を生んでいくことを考えなければならぬ。そういう意味でこの運用の相手を選ぶ場合に、非常に問題を感じたしておるわけでありまして、従ひまして、一般金融の場合にはおおよそ事柄が違つておる。さらにそこへもつて参りまして、ただいま御指摘になりますような資金運用部の資金の中には、いろいろの性格のものがございまして、そういう意味においては、その資金が生ずるこの場所によりまして、その目的に沿うように扱つていく。できるだけ資金を出した人た

ちに還元するような方法を、平たく申せば福祉的な方向にそれが使われていく。これは当然私も工夫したいかなければならぬことのように思ひます。よく資金運用部資金が大企業、独占企業に重点が置かれて、一般の福祉施設の方はおろそかになつていっているのかという御批判を、ただいま申すように、還元融資というか、できるだけそういう意味で役立つようにということ、最もはつきりいたしてございまして、住宅施設などについてどういふような資金が回つていくとか、あるいは公社関係の鉄道であるとか、あるいは電信電話であるとか、こういうものに使つて、最近道路に使うとか、それぞれ非常に公共的性格の強いもの、いわば産業の面におきまして、産業の基礎あるいは基幹産業、こういうような意味で非常に厳選して、いろいろの意図がございまして、しかしながら、たゞ中小企業金融機関に不足であるとか各方面の要望のいろいろ強いことは承知いたしております。そういう点を今後の問題として、まして、私も機会あるごとに工夫し、考慮して参りたいと思ひます。在来の方針とあまり変つた考え方は生れてこないように思ひます。そこで、審議会のメンバー等につきましても、どうも役所の人間が非常に多いんじゃないか、これは性質上、ただいま申すように、資金運用部資金の生ずる箇所等々を考へて参りますと、その責任者としては、やはり役所の人間が非常に多くなる。そこへもつてきて民間人、学識経験者というものがきわめて

数少ないというか、そういう意味で最近も、在来の小沢さんと、それから石坂さん、この二人を二十三日にかつていただくことにいたしました。小沢さん、石坂さんのかわりに末高教授と、それから足立正さん、それから在来の中山さん、工藤さん、酒井さんというものがそのままになつております。こういうふうな方々は非常に良識のある方でありまして、広い範囲において知識を持たれる方でございますから、十分先ほど御指摘になるような点については、私も対しても積極的に意見を述べられまして、そういう意味では私も都合を思つていふのであります。問題は、しばしば、ちやうど新聞に出てゐる。先ほど御指摘にもなりましたが、資金運用部の資金として生ずる箇所が自分のところで専門にとりうようなお話しがございまして、やはり広い視野に立つてこういうものが運用されることが望ましいんではないか。そういう場合において特別な厚生施設、いわゆる福利施設において欠けるものがありますならば、こういうような委員会を通じて十分私も考へて参りたい。できるだけまとまつたところで、窓口を一つにしてこういう金が運用されることが、大局的に見ていいんじゃないか、こういう考え方、この考え方は従前通り、今なお私は堅持しているような次第であります。先ほど来、御意見あるいはお尋ねとして、資金運用部資金の運用あるいは審議会の構成、あるいは審議の経過等についての疑問にされる、あるいは意見として発表なさいました点など、私ももしごくごくもつとも思ひます

が、ただいまのところ、委員はきめたばかりでございますので、今回はこの委員でやつていきたいと思います。が、実際の運用に当りましては、十分御意向を尊重して参る、かように思つております。

○横川正市君 金利の問題なんです。これは、こういう種類の金だから、一般市中銀行から借りる金より安く借りられると、それがひいては、間接的な利益を一般庶民が享受しておるのだ。こういうふうな間接的な利益がもう少し返すという直接的な意味がもう少しあるんじゃないか。そうすれば、郵便の貯金の場合、普通預金それから振替預金の場合の利率は、据え置きの方が少しよくなつておりますが、普通預金に一般普通預金の場合なんか幾らかよくしてやると、こういう運用もあるんじゃないか、そうすれば、百円か二百円ぐらい積み立てた子供なんかの預金の利子はあえてあれにはしてないとはいひながら、どうもあまりにも利子に差をつけておくというところは、私は方針としてはおもしろくないと思ひます。そういう解決の方法はないだろうか。

もう一つは、これは郵政省の実際上の貯金局の運用は、ことしあたりで、ことに今度のベース・アップ等を入れておるのだと、おそらく大蔵省も見ておるんじゃないかと思ひますが、そういう運用そのものが困難になつてきておるといふことを、どう解決しようとするのか、これが一つ。

もう一つは、そのことから来る実際上の募集その他に当る実務からい

が、ただいまのところ、委員はきめたばかりでございますので、今回はこの委員でやつていきたいと思います。が、実際の運用に当りましては、十分御意向を尊重して参る、かように思つております。

○横川正市君 金利の問題なんです。これは、こういう種類の金だから、一般市中銀行から借りる金より安く借りられると、それがひいては、間接的な利益を一般庶民が享受しておるのだ。こういうふうな間接的な利益がもう少し返すという直接的な意味がもう少しあるんじゃないか。そうすれば、郵便の貯金の場合、普通預金それから振替預金の場合の利率は、据え置きの方が少しよくなつておりますが、普通預金に一般普通預金の場合なんか幾らかよくしてやると、こういう運用もあるんじゃないか、そうすれば、百円か二百円ぐらい積み立てた子供なんかの預金の利子はあえてあれにはしてないとはいひながら、どうもあまりにも利子に差をつけておくというところは、私は方針としてはおもしろくないと思ひます。そういう解決の方法はないだろうか。

もう一つは、これは郵政省の実際上の貯金局の運用は、ことしあたりで、ことに今度のベース・アップ等を入れておるのだと、おそらく大蔵省も見ておるんじゃないかと思ひますが、そういう運用そのものが困難になつてきておるといふことを、どう解決しようとするのか、これが一つ。

もう一つは、そのことから来る実際上の募集その他に当る実務からい

が、ただいまのところ、委員はきめたばかりでございますので、今回はこの委員でやつていきたいと思います。が、実際の運用に当りましては、十分御意向を尊重して参る、かように思つております。

て、もう少し何かしやすい方法とい  
ますか、あるいは相手側の喜ばれる方  
法といえますか、それを当事者に与え  
る、こういうことが必要なのじやない  
か、この二面は、大蔵省としても、郵  
政省にはまかし切りにしないで、もう  
少し考えてやるべき必要だと思  
うのです。窓口運用とその両者相  
待ってやらなければ、資金の調達とい  
うことは困難になってくるのじやない  
か、こういう点からお聞きしておるの  
であります。

○国務大臣(佐藤栄作君) 大事なお尋  
ねの点をすっぱかしたように申しわけ  
ございません。金利の問題について、  
先ほど申しますように、確實であるこ  
とが第一だということを申しました  
が、確實だということは、もうどうし  
ても金利が安いといえますか、そうい  
うこともあるというのを御了承した  
いただきたい。しかも、政府自身として考  
えます場合には、何といつても低金利  
政策、低金利政策という言葉をそ使っ  
ておりませんが、融資の金は、やはり  
安い方が本筋のように思います。政府  
自身、資金運用部資金の金利と民間資  
金との相違は、やはり民間の方は不確  
実というと言葉が言い過ぎるのでござ  
いますか、ときに危険を負担しておる  
という意味において、やはりある程度  
高い金利をどうしても要求しておると  
いうことだろうと思います。そこで政  
府自身が考えておる低金利政策の方  
向で金を運賃していくと、それが全体  
として役立つ、非常に回りくどいよう  
な話ですが、預かる金に対して支払う  
預金金利は、そういう意味で、おのず  
から制限を受けるということに理解を  
願いたいのでございます。そこで、こ

の一般普通金利についてもそういうこ  
とが言えると思ひますが、公定歩合を  
三回にわたって下げた、そこで預金金  
利は、もう今度は下げるべきじやない  
かという議論が一部に横行いたしてお  
ります。だんだんそういう意見が強く  
なっております。ことに今回は、この  
預金金利に対する課税の問題も実施す  
ることになったので、本法その  
ものではございませんが、預金金利に  
対する課税も一部するようにあります  
ので、そこでなおさら預金金利を引き  
下げるといふことが、預金を吸収する  
上において支障を来たすだろう、課税  
と預金金利の引き下げ、この二つが非  
常な負担になるのじやないか、こうい  
うことで、今日の金融状態から見て、  
今なお預金を奨励せざるを得ない状況  
にあることを考えてみますと、預金金  
利を引き下げることはまことに困難で  
ございます。しかし、一般の金融機関  
においても、いわゆる低金利政策とい  
う、融資の面において金利を下げる  
という方向に進んでいくといいたしま  
す。預金金利も下げざるを得ないとい  
う状況になるのじやないか。そういう  
場合には資金運用部の資金の金利は、  
一体どうするかということございま  
すが、ただいまのところ、これは低い  
のでございますから、ただいますぐそ  
れにさわるという必要はないだろうと  
思います。そこで、これは金利の問題  
は、そういう意味で基本的なお話をい  
たしました。横川さんは資金運用部の  
資金の預金金利というか、それはもう  
少し引き上げたかどうかというお話し  
でございましたが、これはやはり融資  
金利に響いてくることとございますか  
ら、なるべく避けたらという私どもの

考え方でありまして。

そこで、郵政省の郵便貯金の問題で  
ございまして、ただいま申す預金金利  
に対して課税をいたした結果、これが  
ふえたというわけでもないでございま  
しょうが、きわめて最近の郵便貯金の  
伸び方はいいように思はるうのであり  
ます。この点では郵政省の事務当局等  
も、あれが影響したのだ、預金金利に  
対する課税が影響したのだというよう  
な言い方をしておられますが、昨年年  
り一昨年より相当資金運用部資金とし  
ての郵便貯金に対しての依存度、これ  
が高かっただけに、思うように集まら  
なかったので非常に心配をしたことも  
ございまして、これは今後の問題とし  
て、経過を見ていかなければならぬと  
思ひます。私も金利の面で貯金を奨  
励するということ、これは一つの實際  
の手つとり早い方法はわかりません  
が、郵政省の職員が郵便貯金の奨励  
なり、新しい制度を設けることによつて  
新加入者を勧誘されたり、あるいは簡  
易保険等もいろいろ勧誘され努力して  
おられる、これはよく承知いたしてお  
るのでございますが、私はただいまの  
ところで実務者に対する十分の手当と  
いいますか、十分とは申しませんが、  
今日の手当では非常に不足だ、こう考  
える筋でもないのじやないか、しか  
し、こういう問題は実際の実務と十分  
にらみ合せて、さらに郵政省当局にお  
いて処理されるべきことじやないか、  
こういうふうには思ひますが、ただいま  
のところ、一般の市中金融機関の預金  
吸収の状況と、郵政省における郵便貯  
金その他の預金吸収の状況なり、ある  
いは生命保険会社などがやっております  
事務柄と郵政省の簡易保険の勧誘の状

況とかいふものを勘案いたしてみます  
と、一応バランスがとれている状況  
じやないか、こういうふうには実は感じ  
ております。しかし、これは今私が抽  
象的にそういうようなことを申したつ  
て實際はどうなっているかというよう  
なことはお話しもございまいしうから、  
これは郵政事務当局の実際の説明を十  
分聞きまして、もし必要ならば、もち  
ろん考えなければならぬ問題だろうと  
思ひますが、ただいまのところ、そこ  
までの心配はないのじやないか、こう  
いうように考えております。

○横川正市君 今の説明を逆にと  
あけていくと、これはおそらく郵政大  
臣と大蔵大臣と一人で兼ねておられ  
たのでありますから、期間的にこれは  
違つておられます、それぞれちよつ  
と矛盾をするのじやないかと私は思う  
のです。ただ貯金局の経営そのもの  
は、おそらくは大蔵省でもこのまま放  
置することはできないのじやないか、  
ことにベース・アップの問題であると  
か、他の部局との諸設備の平等とい  
いますか、そういう問題をはかつてい  
くのにも相当困難になるのじやない  
か、こういうふうには思はれますので、  
これは私は数字でもって御指摘いた  
されれば一番いいわけですが、今はそ  
れほどあれしませんが、後刻またこの  
問題について伺いたいと思ひます。  
それで次の問題ですが、この共済の  
實際の運営に当つて、私はたびたび指  
摘をしたわけですが、大体現行の  
ベースを基準といたしまして、将来  
の物価の上昇率ないしは国民生活の上  
昇に伴つて自然にその負担が過重にな  
れてくる。これはベース・アップの形  
で現わ

度は逆な意味で、経営それ自体は赤字  
に私はなつてくると思ふ。そういう共  
済組合の、そういう経済的な状況から  
来る赤字について、在来のものでいき  
ますと経理規程八十一条で、これはま  
あ大蔵省は負担をしておたわけ  
です。ところが今度の場合は、三十三年  
の十二月の施行令の七条十二項によ  
りますと、そういう経済の変動に伴つ  
て出てきたときに考える、こういうこ  
とに現行とはいささか後退をしたもの  
の見方じやないだろうか。当然この経  
済の変動というのは、實際上私はある  
と思ふのです。そういうことが起り得  
るというのを予想しておつて、それ  
の対策が、その起つた時点で解決をし  
よう、こういう考え方は、私はちよつ  
と政府の逃げ場としてはずいぶん逃げ  
場じやないか、こう思ふのであります  
が、明確にこの経理規程八十一条によ  
つて定められた方法をこの際とるべき  
じやないか、こう私は思ふのでありま  
す、その点について事務当局から説明  
して、あとは大臣一つ御説明願ひたい  
と思ひます。

○政府委員(岸本晋君) 経理規程の八  
十一条は、従来の経理規程の八十一  
条、責任準備金の問題であります。そ  
の従来の責任準備金引当金の規定は、  
過去に、つまり新年金制度にならな  
いものと、旧共済組合制度の規定であ  
ります。旧共済組合制度のもとでは、御  
承知の通り恩給法の方で給与ベースの  
引き上げをやつて、やめる方の年金が  
ふえたという場合には同じ官吏、雇  
人とは申せ、国家公務員でございま  
すので、すでにやめられた雇員人の共  
済年金の分も一応恩給と歩調を合せて、

そのベース・アップ改訂に伴う追加費を負担する。そういう意味の規定が八十一條であります。で、その旧制度のもとにおきましても将来物価変動ないしベース改訂がありましては規定はなかつたわけでございまして、これはやはり保険制度の建前から申しまして、将来のことまで約束するといふ建前はなかなかとりにくいわけであります。今回の法律におきましては、厚生年金あるいは国民年金と同様に、少くともこの長期給付の費用は、五年ごとに再計算するという規定を入れまして、むしろその点は明らかにいたしておる次第でございます。五年ごとに再計算する措置にいたしております。

○横川正市君 整理資源を政府が特別会計、一般会計ともに見るとは言っておられないですね。実際上は私は整理規程八十一條によつて処理されておつたのは、たとえば恩給なんかの場合には、全くこれはどぶり会計といふか、大規模的な会計制度であつて、いわば今度のように両者負担そのものを基準として経営を計画していかなくてはよかつたから、八十一條で間にあつた、こういう説明に私はなるのだと思ふのです。ところが、今度のやつは両者、国庫それから個人のそれぞれ負担によつて積立金方式をとつておるわけでありまして、そうすると経営そのものに赤字が出た場合には、これはそのまゝの考え方では両者が折半負担が妥当なんだといふふうにならずに流されて考えられるおそれがあるのじゃないか。それが三十三年の十二月の施行令の七条十二項の精神ではないか。そうだとすればいささか、私

はこれはこの共済法の由来をくどくどと説くことはここでやめますが、この程度のものであれば国庫が見て、国がその赤字を補てんしてしかるべきじゃないか、こういうふうな思ふわけなんです。それが、それまでも組合員に、雇用者と被雇用者との関係でそれを全然無視して折半負担をさせるということなのか、それとも、そういうこともあるかもしれないが、大体はこういう事態が起つた場合には国で処置をしたい、こゝう思つて、その事態の起る時点において検討すると、こういうことなのか、これは将来の問題としては非常に重要なので、はつきり一つしていただきたい。私はやはりこれは国がこの程度のものは見るべきである、こゝう思ふんです。

○政府委員(石原周夫君) ただいまの横川委員のお尋ねでございしますが、今回の共済年金の制度は、前々から御説明申し上げておりますように、やはり一つの保険制度に相なつておるわけでありまして、従ひまして、やはり今後の問題といたしましては、やはり、先ほど申し上げましたように、五年ごとの再計算という規定を置いております。趣旨から見ても、やはり保険制度のワタの中で問題を解決をいたすのが筋合ひではないか、これは今後経済も安定して参ることでございします。かゝつた給付のベースも三年平均と相なつておりますから、最終給付ベースに比べまして、その点はいささか緩和せられるかと思ふのであります。が、いずれにいたしましても、保険制度というものをとりまする以上は、やはりその建前の中でやるべきだというのが、今度設けました五年ごとの再計

算というのを書いております規定の趣旨でございします。で、今後どういふ事態が起りますかといふことにつきましてもいろいろ考え方はいささかあります。われわれはいたしましては今のような趣旨で御提案を申し上げたわけでございします。

○横川正市君 ですから、その場合には、この組合の構成が、政府、国庫負担金と、それから組合員の負担によつて構成されているから、そういう経済その他不可抗力によつて起つてきた事態に對しても、これは思想的に折半思想なのか、それともそうでなくて、政府としては別途その場合検討するといふことの中には、国が相当程度、責任を持つてこれらの赤字に對処する、こゝういふ思想なのか、その考え方がちよつとはつきりしないわけなんです。

○政府委員(石原周夫君) 再計算をいたしました結果をどういたしますかといふことにつきましては、筋合ひから申しますれば、料率の問題、それが一つ、それから給付の問題、両方あるわけでありまして、従ひまして、料率の改訂をいたしますか、あるいは給付の方におきまして調整をいたしますか、そのときのきめ方だと思ふのであります。が、お尋ねの点の料率の改正を行います場合の負担の問題につきましましては、これはやはり今の負担率を頭におきまして、それを踏襲するんだといふふうにお考えをいただきたいと思ひます。

○横川正市君 その今の問題は、私はこの社会保障制度審議会の答申の内容からいいますと、実際上は料率の問題は、国庫負担二〇%という線で審議会の答申が出されておるわけですが、これは一〇%になつておるわけですが、そのほかを折半負担になつておるわけなんです。ですから五五、四五という率ですね、この負担率がどこに線を引くべきかといふことになりまして、私はこれはやはり、この財政上の問題もありまして、それから思想の問題もありまして、結局は出てくるのは別だと思ふ。今のところとられておるのは、船員、厚生年金、それそれとてみまして一五、二〇%という率があるわけなんです。ただその内容がいささか違ふといふことでありますから、その点はそれが一つの理由にはなるであらう。しょうが、料率の問題からいけば、私はまだいろいろ論議の余地があると思ふのであります。ですから結果的にはこれは経営の問題に相当大きく影響のある場合は、これは私は組合運営それ自体の根本問題でありますから、それは相当深刻な内容の検討を行なつて、それに対処するといふことになると思ふのであります。ただ、経済上の変動ないしは職員の生活水準の上昇といふところからくるベース・アップ等によつて、著しく赤字が出るという場合も私は予想されますし、それからもう一つは、今度の共済組合の運営それ自体に実は私は相当苦心を加えておつて、何年か経営を見越していきますと、現行の給付率を改正しても少し上昇せしめていいんではないかといふ予想も私は立つんじゃないかと思ふんです。ですからこゝういふ経営がよくない点については、これは当然いいわけでありまして、赤字になる場合だけ国に持たせるといふと何か矛盾している

ようですけれども、しかし実際上は国がそれだけの責任を負ふことは、それほど私は一方的に国に負わせたといふことにはならない、こゝう思ふので、この点一つ伺ひたい。現在そういう事態が起つた場合には検討するといふことになつておるわけですから、私はそれで一応了承するとして、相当それはやはり国が責任を持つてこれを解決するんだといふことは、割に組合員に負担をかけないで、そういう場合にはできるだけ善処したい、こゝういふ考え方だといふことぐらいは、大臣から言つておいてもらいたいと思ふのです。

○国務大臣(佐藤榮次君) 先ほど来事務当局から説明いたしておりますように、保険制度といふ建前、理論的に申せば事務当局が申す通りだと思ひます。しかし、今後の問題といたしましては、過去の恩給の場合におけるいわけとつたか、あの際でも恩給基金だけはわずかながらも実は出しておる、こゝういふことでもあります。その経済変動に処しても、やはり国が旧恩給権者に対してもベース・アップの恩典を均霑さして、今回そういう恩給制度とは異なる保険制度といふことで、それから、理論的にはたゞいま主計局長からお話した通りだと思ひますが、実際の問題として解決する場合には、十分そのときの実情を勘案して結論を出さないといいないことだと、もう議論から申せばそういう場合には、この料率の問題と給付の内容でバランスをとるんだと言つてしまえば味もそつてもなくなりましよう。その点はそういう事態に當面したときに、十分理解ある処置をとるように今も御意見が述べられま

したから、私もその点十分記憶にとどめまして、今後対処して参るようになりたいと思います。

○横川正市君 それから今度の出され共済組合と、それから前回ここで審議をいたしました五現業の共済組合と大体内を統一しております。ところが、これは二十六国会かに通過いたしました三公社の退職年金とは、いささかその内容を異にいたしております。その異にしてあります点を、今度の場合には一時金の暫定措置法の方で大体二〇〇程度の上昇をするように改訂をされて、そうして出されて来たわけですが、政府の説明によりまして、これは長期給付の計算基礎が退職前三年平均本俸であるということと、それから現行三公社の退職計算率とは大体三〇程度の開きにとめることによつて均衡がとれる、そうするためには二割程度の上昇が必要であつた、こういうふうな説明をされていられるようであり、ところが、これはその前回五現業のいろいろ審議をいたしましたときに、私も何回も確認をいたしましたのに、私どもが何回も確認をいたしましたのは、現行の五現業の一時金を確保することが、これが三年平均本俸と見合うんだ、こういうふうな説明をされていられるわけなんです。そうすると今回の改正は今度は逆にアンバランスになったという見方が、私は出てくるのじゃないか。この点でまあ数字的に言えば、五〇・五かける〇・九七ですか、これが五〇・五かける百と見合う内容だ。それは最終本俸か三年平均かだと、こういうふうな説明をされていられるようですが、これは少し政府の説明は、そのときによつて都合よく説明されておつて、計算の結果では私はなさそうに思

うわけですが。この点でおそろくまあ将来の問題として相当これは残る問題だと私は思うので、この際の改正をこの場で行うということは、これは望ましいことでありませうけれども、将来といふことよりか、最も早い機会にこの点については一つ改正をする、こういう政府の態度が私は必要だと思つておりますが、この点についてまずその御意見を伺つておきたい。

○政府委員(石原周夫君) ただいまのお尋ねの点は、三公社の場合には最終俸給ベースにいたしました給付をいたしておられますものでありますから、一時金といたしましての退職金を考えます場合には、最終の三年平均の俸給を基礎といたします五現業ないし一般の非現業の場合と比べまして均衡をとる必要がある。その意味におきまして最終俸給と、三年平均というものを比較いたして見ますと九七〇、これは横川委員の仰せでございませうが、別に適当的な数字ではございませう。詳細な資料に基づきまして計算をいたしまして、九七〇という数字になったと思ひます。

従ひましてその両者の均衡はそれで維持されているのでありますから、お尋ねの点は将来最終俸給ベースを切りかえないかということであらうかと思ひるのであります。今申し上げましたような均衡でございませう。詳細な資料に基づきまして計算をいたしまして、九七〇という数字になったと思ひます。

ましては、今の建前で進んで参りたいというふうな考へていられるわけでありませう。

○横川正市君 そういふ答弁になると少しかたくななるのじゃないかと思つて、それが、それならこれはやはり前回の五現業のときに、現行退職率で最終本俸といふ一つの線が私はあつたのじゃないかと思つて。案としてはそういう内容があつたわけですが、まあそれでは実際に上国庫負担のいわゆる一時金の増額を必要とする趣旨から言つておもしろくないから、そこでまあ一時金を増額をして三年平均本俸、これは三公社と見合うのだ、こういう説明があつて、そしてこれは通過をするときに衆議院の大蔵委員会、大蔵委員の中から退職率の引き上げについて附帯決議がつけられた。その附帯決議をつけられた趣旨といふものは、これはどうも一時金の率が少し幅があり過ぎる。だからこれは検討してみてくれなかつたか。そのときの附帯決議であつたと思ひます。そのときの附帯決議であつたと思ひます。そのときの附帯決議であつたと思ひます。

からこれは検討してみてくれなかつたか。そのときの附帯決議であつたと思ひます。そのときの附帯決議であつたと思ひます。そのときの附帯決議であつたと思ひます。

らない。三年平均本俸にすることによつて三八〇程度の率しか確保されておらない。この二〇、これは毎月々々低くもらう一般職と、それから事実上四〇〇を保持しておる三公社の場合、これとを計算の一つの基準にして、そして退職率といふものは考えるべきなんです。そのうちの計算がいささか私はずさんだと言へば、大蔵省は数字の官庁ですから、どうも言葉が当たらないかもわかりませんが、ふに落ちかねる数字だといふことは、私は言えると思つて、そういう点から、この点については、

實際上五現と一般職の場合には、退職率が国鉄並みであつて、それなら最終本俸にしてみたい、こういう要望があつた場合に、果して大蔵省は、そうしましよ、こういうことになるのかどうか。それとも、それはまずい、五現と一般職だけ直した方がいい、こういうことになるのかどうか。私はこの分れ目だと思つておるのです。その点で、今局長の言われたようなことは、まるきり結論のようではない、これは、こういう結論のようではない、これは、どうも数字にさか違ひがある、私

はどうも数字にさか違ひがある、私こう思つておるわけですから、その点一つはつきり御答弁いただきたいと思ひます。

しい問題でございまして、横川委員の耳にも届いていられる話だと思ひます。いろいろ精査いたしまして、数字を突き詰めた結果、九七〇という数字が出来る、そこで権衡のとれたということに相なつておる。その経過だけ、その結論だけを申し上げまして、この議論はそういう意味で一応結末のついた事柄のように実は理解いたしておるのではありません。あるいはその見方によつては、九五〇でいいとか、九六〇、あるいは九六〇何分とかというふうな、いろいろなこまかい数字があつたようですが、最終的に数字をつめた結果、九七〇、これで均衡がとれたということに相なつております。この結論だけを申し上げまして御了承いただきたいと思ひます。

○委員長(永岡光治君) 関連して委員長からお尋ねいたしますが、今の横川委員の御質問ですが、今バランスがとれておるところの三公社並みにすることには疑問があるようですが、三公社並みにするならばつきりするので、その意図はあるのですかね。

○国務大臣(佐藤栄作君) この数字は、ただいま申し上げるようなことで、数字はまゝとつております。それは、建前は、三公社の建前と一般公務員、五現業といふものはやはり違ひ。建前といたしましては、やはり三年の平均という方が、政府といたしましてはそれを現実に守り抜きたい考への方がございませう。従ひまして、三公社の方は非常に仕合せでございませうが、在来からの関係で、そうはいかないといふことであります。そういう意味で、数字をつめた結果、三年平均な

らば九七％ということで最終的に結論を得た、かように御了承いただきたいと思うのでございます。

○横川正市君 これは、計算をちょっとやってみればすぐ出てくる問題なんだと私は思うのです。なぜかといえ、退職一時金は一回のものなんです。それから年金は毎月もらうものなんです。一回のものが三％低いということなんです。この案でいけば、それから毎月もらうものは、三年平均と最終本俸では、これは二％ずつ違うということなんです。計算の内容からいって、どちらが多いか少ないかということは、これはおのずと出てくる数字なんじゃないか。そういうふうに着的に私は大蔵省で考えていただいているのじゃないだろうか。もしそうでないとすれば、今委員長の言ったように、九七％にして、最終本俸から……もし適にするならば、これは三公社が非常に怒るだろうと思う。なぜならば低くなる。ですから、私はやはり五現と一般職は最終本俸九七％一律にすべきだ。それならばこれは大蔵省としても、理論的には三年平均というものは、これは其の建前からいって安全度、それから最高制限額を加える、こういう二つの意味からいって、確かに三年平均が必要なる方策だとは思いますが、実際上もう側から言いますと、計算上少しこれはさが合いませんというところになりますから、その点を大蔵省としても考えていただきまして、将来というか、きわめて早い機会にこの点については検討するというくらいは、やはりこの機会に御答弁いただかないと、ちょっとこれは引き下がれない。今ここで数字の突き合せをする必要が出てくるということになるわけ

要が出てくるということになるわけ

○国務大臣(佐藤榮作君) 先ほど私お答えいたしましたように、これはやはり三公社五現業においては一般公務員、それぞれ職場において特殊な組合としての発展がございまして、其の発展がございまして、それぞれの発展がございまして、そういうものをある時期に一本に、理論的に正しいからというだけで、なかなかまとめかねるものがあるわけでございます。この点が、各組合には組合の主張があるやうに実はうかがうのでございまして、そこで数字を突き合せてみて、その数字的な均衡のとれたところで御了承いただくということを中心にして、実は九七％で大体これは権衡がとれたというところで、今回の処置に相なっておりますのであります。そこで、その建前の、あるいは理論的なものから見ますと、各方面の御意見など聞いてみますと、やはり最終俸給と申すよりも、三年分というものでやるのが、其の組合の保険制度としては、一番利率なりあるいは給付内容を決定するのにはふさわしいといえますか、適当な基礎数字のように考えられる、こういうことが望ましいのだというところは、一応御了承いただけないか。ただ、それにいたしまして、冒頭に申しますように、各現業あるいは三公社等、それぞれその発展がございまして、一がいになかなか申し上げかねておる。そこでようやく最終的に結論を出したものが九七％の際はその数字を一応御了承賜りたい。将来の問題として、将来また別な問題が起ればそのときにもちろん検討しなければならぬのでござい

ざいますが、今回其の組合制度が発足するこの法律案の御審議に当りましては、一段落ついたものとして御承知が願いたいということをお願いと承知願うておる次第でございます。

○委員長退席、理事千葉信君(斎藤君) ○横川正市君 今の大臣のお答えで、私は今回は、この案は、それではこの委員会を通過するということについてやむを得ざるものがあると思う。そういうことで一つ了承しておきたい。その次の問題なんです、これは、単位組合が幾つか集まって、今度の場合は、連合会、評議員会が構成されていくわけなんです。単位組合の場合には、其の運営審議会で短期給付を運営いたしておるわけですが、連合会の場合には、長期給付については幾つかの単位組合が連合会を組織して運営される。こういうことになるわけなんです。運営審議会の場合には、組合、それから中立、それから省側と、こういう三つが構成になっておるわけでございます。これが、連合会の評議員会の場合には、この制度は作られておらないわけなんです。ことにこの其の関係のいわば責任担当者というものが、それぞれ単位組合から一名選ばれて連合会を構成する意味は入っていると思う。しかし、実際上は、これは担当者が出席して運営をする、こういうことになって、事実上はこれは形式的にも入っておらない、そこで別個の会議をもって参考意見を聞く、こういう制度が今作られているようなんです。それは実際上は運営には何の意見反映機関にもならないようなんです、私はこの機会に、この評議員会を機構上もう少し単位組合

の運営審議会のような形態に変えるべきではないか、こういうふうにかえておるわけなんです、考え方としてどのようにお考えになっておりますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 考え方としては、各組合の責任者と、こういうことで、今の考え方ではないんじやないかと思ひます。で、いかにもそれが官側だけが出るというところで一般組合員として参画する方法がないと、いかにも片手落ちのようにお考えをかりませんが、制度としてはやむを得ないんじやないか、ただそういう場合に、そういう会議に出て参ります組合の管理者というか、長というか、それが組合員の意向を無視して発言するとは考えられない、おそらく内部的な問題としては十分ひもがついて各官側が出てくるということじゃないかと思ひます。また、事実上の問題としては別々の制度とは今は考えないが、そういうことは実際問題としてやると、それは差しつかえないことだと思ひます。しかし、私は今の責任者として、官側がその責任者であるということ自身を御了承いただくなら、組合側においても、今回の各運営委員会なり評議員会の構成メンバーとして考えられることは御了承が願えやしないか、その長になること自身がいかぬとおっしゃればこれは、それから後の会の構成も変って参りますけれども、その各官庁の長が組合の管理者としての責任を持つ、そうなる、今のような構成になると思う。で、そういう会に出席する場合には、組合側も野放しにはなさらないでしようし、また長と申しまして、これは政府機関である、政府の出資、

出資というか、政府の分担の方は大蔵省自身が負担して参りますから、各省の方はむしろ組合側の意見を出してくる、こういうふうに見ていただけないか、こういうふうに見ていただけないか、これは今の制度でいいんじやないかと、かように考えております。

○横川正市君 まあ大臣は個々の運営までよく知らないから、こういうことでやれば、大体的に運営されていくだろうと、それで大臣の役目は私はつとまるだろうと思うのですが、実際には運営に対していろいろ不平があるわけなんです。まあ不平を基礎にして考えたわけじゃないんですが、ただその単位組合である場合の審議会は、同率の代表者が出て審議をする、ところがそれは一たび連合会に入っていることになってくるけれども、非常にへんばな代表者になってしまふ。もちろんこれは今言ったように、組合の意見も十分考えてその会議に出ていくんだ、もちろんその職員側の考え方を無視するやうな運営はされたいんだ、これはまあそう言ってみるだけのことで、実際やはり参画しない側から見ると、これに対しては不満、不平が相当たくさんある、この点を解決する必要があるんじやないか、こういうふうには思ひます。大臣はどうでしょう。

○国務大臣(佐藤榮作君) まあ事実上参考意見を徴するというような方法は、これはもう問題なしに私は採用したいと思ひます。問題は単位組合の中における審議がどういうふうに行われるかということ、これは特に私どもも留意いたしますが、組合側において

も十分注意していただきたい。まあ私の経験から申しまして、あるいは郵政省においても、そういう意味ではよほど注意して参つておる様に思ひますし、まあそういうことを考へて参りますと、しばらくやってみまして非常な不都合があれば、もちろん考へ直していいことです、いいことですが、非常な大きな会議体になりますことが、まとまりのいいことかむしろ単位組合の意見をまとめてそしてその責任者が出て十分単位組合の意見を反映さすというところが、望ましい形かと考へてみますと、やはり単位組合の意見は十分まとめて出てくる、それでこそ初めて会議に意味があるんじゃないか、こういうふうに思ひますが、これらは今の建前から申せば、理論的にも正しいように思ひますが、実際の問題としてはやっぱり実際にやってみないと今御心配になるような点が出るんじゃないかと思ひます。そして最初から対立的な考へ方じゃないと考へますが、何らかそういうような意味で運営していくことがまずいんじゃないかと、かように思ひます。

○横川正市君 私は現在諸機関として行われておる会合が四十名くらいの会合で実際に運営されている。ですから連合会の評議員会が四十名で運営されないというところは成り立たないわけですね。それでことに単位組合から五名五名で出て、運営されておる運営審議会ですから、代表一人ずつ二名が出て四十名くらいの構成で会議をやる、こういうことは望ましいことじゃないかと、こう私は思ふわけなんです、今大臣の言われた趣旨で、これは人数が多いということになれば、

これは人数の問題についてまた別途考へる余地がある、これは一つ将来に残して考慮検討してもらいたい、こういう趣旨についてはどうでしょう。

○国務大臣(佐藤栄作君) 将来の問題としては、もちろん皆様方の御趣旨を十分伺わなければならぬことでございします、私がまあ一応の建前だけ申しております。将来の問題としてあずからしていただけますなら、大へん仕合せに思ひます。

○横川正市君 今の問題はきわめて一つ近い将来というところでいろいろ運営について検討していただきたい。それからもう一つは、社会保障審議会の答申の中にもあるのでありますけれども、こういうふうな各個ばらばらに組合が出た場合、この場合には、一般職と一般職との官庁間の交流の場合には、これは問題がないと思うのです。ところが、これが公社とそれから政府機関の場合、それから地方機関と政府機関の場合、こういうものとおわせて厚生年金、国民年金等とそのそれ交流された場合の基礎的な自分の年金額のもつて行ったり来たりするその関係、これが今全然ばらばらになっておるわけですね。この点についてもう少し私は明確にすべきだ、最もこれは必要な問題だと思ふのであります。これは年金期間通算法というよう

なごときものが作られて、そしてそれが合理的にはかられることが望ましい、これは政府としてどう考へるか。もう一つ、勅令二百八十七号で外地から引き揚げて来て上陸一カ月以内に就職された者はいいわけですが、そうでない者は九十日以内に復職しないと

権利を喪失してしまうという事態があるわけなんです。これについて一般教職員の場合は一年間の期間延伸等を認めて一回これを整理されたというふうな大蔵省でも説明されたおるようですが、なおこういう処置によって取り残されておる者があつたんじゃないだろうか、まあ人数はきわめて少ないと思ひますが、それに対して今何回とか救済方法はないか、こういうふうにお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤栄作君) 最初の通算の問題、これは御指摘の通りどうして明確にしなければならぬことでございします。まだそれができておらない点はまことに遺憾に思ひます。政府におきましては早急にその通算の原則を打ち立てる考へてございします。

それから第二の問題につきまして、教職員の問題については特に矢嶋委員からも御発言がございまして私の説明では十分でございしましたが、ようやくその問題が解決したようございします。教職員についての実際の扱い方としては、四月がちょうどそういう時期に當つておりますから、人事の時期でもございします、途中で採用ということが實際できない場合がございしますから、在来原則でなく処置いたしたわけがございします。その他の職員につきましては、この採用は普通のとときでもやれるという建前でございしますから、原則にのっとりまして、いわゆる病気の関係とかあるいは特別な調査のためにおくれたというようなことは、個々の場合としてその実情を十分調査して解決する方法がある、かように私は存じておりますので、今言われます

一番大きな問題は教職員の方であらうと思ひますが、これは過般解決しました。その他は今申しましたように、個々の問題としてそのつど解決していくというところにすべきじゃないか、かように思ひます。

○委員長(永岡光治君) ただいまの点について委員長からもお尋ねいたしました、これは先般の五現業の共済組合法案が本委員会を通り、成立するに當りまして、特に当時の大蔵大臣一萬田さんに附帯決議をつけて要望をいたしましたわけでありまして、そのときには一つその趣旨に従つて善処するという答弁があつたわけですが、今佐藤大蔵大臣の答弁を聞きまして、一般公務員の場合は、採用の時期はいつでもできるのだから普通の教職員と違ふというお話がございしましたが、終戦当時の混乱の状況を考へてみますと、引き揚げてきて家族を養ふのにどうするかという非常にさし迫つた困難な時代であつたわけでありまして、それが三カ月以内に就職しなければならぬという余裕がなかつた、意思があつたにもかかわらず、ですからそれは当然特別の事情ある限りは一年以内という規定もあるわけでありまして、これは一つ三カ月をこえたというのをあまり強調せず、幸いに今も法律の上に規定があるわけですから、個々に審議はもとより必要はありましようが、そういう特別の事情という中に多分にそういうものを考慮していくというところは一つぜひ考慮していただきたいと思ひますがどうでございしますか。

○国務大臣(佐藤栄作君) ただいま委員長がお話しになりましたように、終戦後、敗戦直後の混乱時代でございしたから、これは非常にやかましく言える筋のものではございせん。しこうして一たん、全然再就職の希望を捨てた人という者もなきにしもあらずで、その後考へ方を變えたというものもございまいしょう。しかし、これはやはり個々の問題として解決していただきたいと思ひます。教職員の場合はこれはもう全体として一つ就職の時期がおくれざるを得なかつた、こういうふうにお考えが、そこで私は好意のある考へ方で三カ月の原則をとるかどうかというところ、個々の問題の解決の場合の結論が變つてくる、こういうふうにお考えが、この点は私も過去に思ひますが、この点は私も過去に経験のある方については好意ある措置をとるといふことで個々についての問題の解決をしたい、こういうふうにお考えが、どうも規定をきやくし定本に考へておる各省があるわけでありまして、ただいまの大蔵大臣の趣旨のよう

に好意的に三カ月という方針で各省を指導するように政府としてもぜひ行なつてもらいたいと思ひますがその点

○国務大臣(佐藤栄作君) この委員会

で申しました主計局長がこの席にお

りまして、事務当局の間で連繫を十分

とらすように私も誠意を持ってなすつ

もりでありまして御了承願ひたいと思

ひます。

○矢嶋三義君 ただいまの点について

もう一べん伺ひますが、教職員は三月

昭和三十四年四月二十七日

【参議院】

第一節 内閣委員会会議録第二十号

一

一

の異動期でなければ就職できないというので、三カ月を大臣も御承知の通りに措置されたことはきわめて適切でありましたよしかつたと思うのです。それで残るのは、他の教育公務員でない一般公務員の場合ですが、好意的に云云ということですが、それでは私は解決できないと思うのですよ、好意的に云云ではなかなかそれは解決できないだろう。それは主計局長が簡単に各省庁の会計課長とか、人事課長にオーケーを与えやせんのです。だからこれはやはり根本的なものの考え方だと思ふのです。外に行つた人は、当時われわれもよく口にしたものですが、大陸勇飛といふので半ば国策推進の、言葉は今適当でないかもしれないが、戦士として大陸に渡つて行つたわけでは、これは国家として地方自治体としても盛んに推進して、そうして大陸に渡つて行つたわけですよ。そうしてここで私がとかく言う必要はないと思ふのですが、まあ大陸で嘗々と基礎を築かれて、そうして敗戦によって引き揚げてくる、引き揚げてこられたときは、ほとんど素裸で来た。そうして確かに帰つてこられても、戦後の混乱した時代だし、やみをした方がもうかるのじやないかといふのでやみ屋になつた人もあるでしょう。あるいはかつぎ屋になつた人もあるでしょう。それはあると思う。やつてみたところが、それともいかぬといふので、適当なときにやはり背をつたきねづかといふので公務員になつた人もある。あの事情下では、これは僕は無理からんことと思ふのですよ。だからやはり一つの戦争犠牲者ですよ。終戦処理として、私はそういう感覚で扱ふべきだと思うので

すよ。正規軍人が戦争の推進力であつたにもかかわらず軍人恩給等が復活された、それは一つの終戦処理ですね。日本の国は戦争に敗れたことがないからではあるが、第二次大戦後の終戦処理といふのは、まことに僕は手ぎわよくなくなつたと思うのですが、この引揚者の退職金通算の問題も終戦処理といふ角度からやはり考えなければならぬ。そうすると引き揚げて四、五カ月やみ屋をやつて、まあこれは例ですが、やみ屋をやつてそうして行き詰つてさらに公務員に帰つてきたといううな人も、外地で懸命に一つの国策に沿つて努力された人は通算するといふのが僕は筋合だと思ふ。そうすればそういう方々の相当の年輩の人は退職しますよ、退職金に通算されるということになると。そうすると人事の若返りといふこともできる。そこで国という立場からすれば当時も助かるし、国の人事を若返らす、それから給与費の縮減といふことにもなる、一挙、二得三得に私はなつたと思ふのですが、これは大蔵大臣のちよつとした腹の一つだと思ふのですがね。あなたがそれを態度をきめて閣議で発言して、そうして閣議了解になれば、そうすると主計局長もオーケーでさつといふと思ふのですが、そうでないとやはり解決しないと思ふのですが、どうですか大臣、ちよつとここで大きいところを見せて……大した予算は要らぬと思ふんですかね。

○国務大臣(佐藤栄作君) まあ、いろいろ何されますが、問題は一応処理の基本方針がきまつた、やはりその処理の基本方針を今後どういふように変えていくかといふ問題、そこまで入つてしるつと、こういうお話しです、先ほど来お答えしているところは、一応の基準があるのだから、まあその基準を立てていこうといふところで御答弁をいたしたのでございしますが、それじゃ不満だ、基準から一つ考え直せといふ御意見かと思ひます。そこで私いろいろそれについてもう一度検討し直してみても、必要ならば閣議にもかけ、そうして閣議了解をするとか、あるいは政令で片づけるとか、こういう処置をとれば明確になる、そういう点を、もう少し私どもに検討させていただく、こういうふうにお願ひしたいのであります。今取りあへずの問題としては、十分私は理解ある処置をとることで大部分が救済できはせぬかと思ひますが、それはどうも少し不明確だ、こういうお話もございしますから、もっと客観的な期間が三カ月は短い、六カ月ならいいとか、あるいは十カ月ならいいとか、いろいろな議論がございします。そういう点をもう一度検討してみたいと思ひます。十分好意ある処置をとりたい、こういう気持でいることだけ御了承願つて、具体的処置は、なお私も検討させていただきます、かように思ひます。

○矢嶋三義君 ただいまの大臣の答弁は非常に好意に満ちたもので、私は大臣の良識と誠意に期待をいたします。具体的には、主計局長の方で研究、推進していただきたい、私もそれを見守つていたいと思ふのです。主計局長いかがでございしますか。

○政府委員(石原周夫君) ただいま大臣がお話のございましたように、私の方で事務的にどういふようなやり方でやるかということにつきましては、検討をさせていただきますと思ひます。

○矢嶋三義君 ただいま議案となつていふ点について若干伺ひたいと思ひますが、私御出席願ひしました人事院総裁、松野総理府総務長官、自治庁長官、あるいはそれにかかわるべきお方がおいでになつていられるでしょうか。

○委員長(永岡光治君) 来ております。

○矢嶋三義君 おいでになつておりますね。

○委員長(永岡光治君) そこで、発言の途中でありましたが、矢嶋委員に申し上げますが、佐藤大蔵大臣、先ほど三時か特に用があるといふのをとどめておつたわけですが、重点的にまず大蔵大臣の方から質問があればそれをやつていただいて、残りをおと総務長官なりあるいは人事院総裁の方にしていただければありがたいと思ひますが、そのように一つお取り計らいをいただきますと思ひます。

○矢嶋三義君 委員長の御注意を承しました。

そこで、まず大蔵大臣にお伺ひしますが、大蔵大臣は岸内閣の主要閣僚でありますから、岸総理にかわつてそれを含めた答弁を私はいただけと思ふのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(佐藤栄作君) 私、当委員会に大蔵大臣として出席いたしております。大蔵大臣としての答弁をいたします。

○矢嶋三義君 もちろん大蔵大臣ですが、岸内閣の代表的な意味を持つての私は答弁を二、三伺ひたいと思ふのですが、具体的体になつていられるでしょうか、

と思ひますが、よろしくございしますね。

まず伺ひますが、この国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案、これは国の責任として給付をするという立場に立っているのか、あるいは相互扶助的、相互救済的な考え方の立場から、この法案というものは提案されておられるのか、承りたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤栄作君) 御承知のように、第一条だろうと思ひますが、国の責任においてこの制度をやるわけでございます。しかし、内容的には相互扶助的なものである。これはもう内容としては相互扶助といふか相互救済、こういったものでございします。

○矢嶋三義君 恩給法との相違はいかがですか。

○国務大臣(佐藤栄作君) 恩給法は、やはり旧官吏自身が恩給基金といひますが、恩給負担金を一部は出してありますが、これも国が支給しておる、こういう建前でございします。今回の共済組合は、共済組合といふこの組合を主体にして、その組合の中の相互救済、相互扶助、こういう建前で考えておるわけでございます。だから恩給の場合とは性格が違つております。今度はもうはっきり保険的な制度だと、かように御了承いただきたいと思ひます。

○矢嶋三義君 ただいまの大臣の答弁了解します。その通りだと思ひます。そこで人事院総裁にお伺ひしますが、あなたのところでは、国家公務員関係を所管されるわけですが、国家公務員でもよろしい、地方公務員でもよろしい、また一般の勤務者でもいいのです、給与制度という立場から、専門で

ある人事院総裁に伺うのですが、給与というものと勤務者の勤務条件、あるいは団体交渉権を与えるとか、いろいろと何らかの制限を加えるとか、勤務者の、ことに公務員の場合には制限というものがあるのです。その制限とその勤務者に対する、勤務者に対する給与というものは関連があるかないか。あるとすればどういう関連があるのか。あるべき姿であるか、あなたの御見解を伺います。

○政府委員(浅井清君) ちよつと御質問が抽象的にわたりますので、一言でお答えはできませんが、給与と団体交渉の制限というものは、本質的にはこれは別個の問題だと考えております。

○矢嶋三義君 やや具体的に承わりますが、このたびは非現業の恩給公務員に社会保険方式を適用しようというわけですね。従来は恩給を適用されておった。ところが恩給法とこの国家公務員共済法というものは、さき大蔵大臣お認めになった通り違うわけですね。そうならば、私はこの法案が政府の方から提出されたのを見て、今度適用される非現業の恩給公務員に対しては、三公社の諸君と同様に、団体交渉権等を与えられるべきものではないか、かように思うのです。一人の勤務者があって、団体交渉権を持つていてる者と持たない者がいる。そうなるてくれば、労働条件というものは違つてきます。同じようなものを適用するといふわけにはいかぬと思う。恩給を今度はやめて、国の責任において、国が一つ恩給を与えるという形における恩給法というものをやるわけですからね。これと国家公務員、あるいは地方

公務員に対するいろいろの勤務条件に對するところの制約というものは関連があるわけですね。それでそういうものが今度やめになれば、労働者として、勤務者として保障されるべき労働条件、たとえば団体交渉権等は当然私は与えらるべきだ、与えるというそういう考えのもとに出てきていると思うのですが、そうあるべきものだとは私は考えるのですが、人事院総裁はどうでしょう。

○政府委員(浅井清君) 私どもはさうに考えていないのであります。今回提案されておりますこの退職年金法なるものは、公務員でなく、かつて公務員であつた者に対するこれは一つの給付を定めたものでありますから、団体交渉権その他の問題は、現に公務員であるものに対しての問題でございまして、これらは違つてございまして、ただいま、私聞き違へたかもしれませんが、矢嶋さんの仰せられまするのには、共済組合法を公務員に適用すれば、団体交渉権を与えなければならぬとせんに詰ればさうになります。が、私もそれは別個な問題だとかうに考えております。

○矢嶋三義君 大蔵大臣は所管大臣だし、岸内閣の主要閣僚で御多忙そうです。大蔵大臣に対する質疑は明日しますから、けつこうです。からどうぞお引き取り下さい。

それでは話を返しまして、総務長官と人事院総裁がおいでになつていますので、まず総務長官の方にお伺いしたいと思うのですが、大蔵大臣席をはずされましたからお伺いできませんので、あすお伺いします。とりあえずあなたの方にお伺いしたいと思うのです

が、第二十八回国会で、国家公務員共済組合法等の一部改正の法律案が出た場合に、三公社五現業に適用したわけですね。いづれ非現業の恩給公務員にも適用する抜本的な改正を近くやりたい、こういうことを言明されて、そのことは国家公務員制度、国家公務員法の改正と同時にやりたい、こういう速記が残つていてるわけですね。ところが、このたび国家公務員制度のあなの方考へられてる改革というふうなもの、これは、一切私たちにわからないうで、これだけが独走してきたわけですね。これはどういふふうな岸内閣としては関連づけておられるのか。あらためてまた国家公務員制度の改正をやられた場合に、また今提案されてるこの法案が變つてくるのか。それとも国家公務員制度、国家公務員法の改正といふものは、もう一応当分手をつけたいといふような方針になられたのか、その点伺いたいと思ふ。

○政府委員(松野三三) 国家公務員法の改正は、もちろんこれは充足いたすべきものであることは論を待ちませんし、その方向に向つて今日まで検討いたして参りまして、あるものは大体前進をいたしました。また二、三、三の調整がつかせませんが、この国会には公務員法の改正は間に合いませんでした。しかしその中において、公務員制度調査会の答申案にもございまして、恩給をある程度改正しろといふことは、この答申案の趣旨の中にも明言してございまして、公務員法の改正の一部として当然同時に出すべきものを、片一方が間に合いませんでしたから、片一方を早く出したということであつて、関連性は十分ございまして、

同時に、公務員法の改正とその趣旨においては、少しも矛盾がないように、公務員法の改正が出ましても、直ちにこの共済組合制度を改正するようになつた、こういう順序でございまして、今日検討しながら、一方が先に提案になつた、こういう順序でございまして、

○矢嶋三義君 大蔵省の給与課長に伺います。あなたは第二十八回国会では、国家公務員共済組合法の非現業恩給公務員を対象とするに當つては、公務員制度の抜本的検討とあわせて考慮しなければならぬ、こういうふうな速記に残しておられるのですが、ところが、今度は分離して出してきたといふことは、一つの私は食言だと思ふのですが、あなたはもう御心算にあられますか。

○政府委員(岸本智君) 先国会で、年金制度の改正は、公務員制度の検討と相表裏してやるべき問題であるといふことは申し上げたかと存じますが、そのときに申し上げました趣旨も、これは年金の制度と公務員制度は、必ず一体となつて国会に御提案申し上げなければならぬ、こういう趣旨のことを申し上げたわけじゃないのでございまして、制度として両方が中身が食違つないやうに改正していかなるを得ない、こういうことを申し上げたわけではございません。今回の年金制度改正案を出します場合にも、これは総理府の公務員制度調査室その他関係方面と連絡をとつて提案をいたしたわけではございません。

○矢嶋三義君 松野長官にお伺いしますが、国家公務員法の改正案が国会に提案されることなく、関連のある本法案が先に出てきた。これはどういう事情でそういうことになつたのであります。開内不統一でありますか。

○政府委員(松野三三) 開内は少しも不統一でございせんが、人事院との調整が実は多少残りましたので、人事院総裁も、たまたまその打ち合せ最中に長い間御病氣で、時間的に約一カ月はかりズレましたので、実は人事院との調整がまだ未解決であつた。その第一の理由は、人事院総裁が不幸にして二月以来御病氣になられたという意味で、暫時おくれたのが実情でございまして、特に開内問題というよりも、人事院との打ち合せが多少手間どつた、こういうわけでございます。

○矢嶋三義君 人事院総裁に伺います。戦後日本の公務員に対しては、労働基本権といふものが新憲法に保障されておつた。で、その国民全体の奉仕者たるべき公務員の勤務条件を検討するに當つて、その労働基本権といふものに制約を加える。そのかわりに人事院といふものを設けて、そうして、この国民の奉仕者たるべき国家公務員の勤務条件、生活条件といふものを守つていく、こういう経過をたどつてこられたといふことは、これはもう言うまでもないことですね。この基本線を入事院総裁としては堅持しているのか、してないのか。今後もし堅持できるものと自信を持つておられるのか、おられないのか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(浅井清君) まことに御同感でございまして、さういふ方針を堅持をいたし、今後も堅持いたしていくつもりでございまして。また、かつては国会へ法案が出ましたのは、現在の人事院を廃止いたしました。国家人事委員会とするという案もあつたのでござい

ますが、すでに行政審議会の答申等におきましても、人事院廃止論というものはおきましても、人事院廃止論というものは消えておるのでございます。また、総理府との関係におきましても、折衝の中にさような考えは出ていないのでございまして、御説明の通りその方針を堅持していくつもりでおります。

○矢嶋三義君 人事院が発足した当時の経過にかんがみて、その基本方針を堅持するということは了解いたしました。さすがに人事院総裁だけと思うのです。そこで、この法案の提案を予定されておりましたその内容は私は知りません。委員会を通じて審議していただきませんか、私知りません。が、それは、人事院との間に調整が十分いかなかったということは、われわれは推察するわけなんです。どういふ点でこの調整がなかなかむずかしかったのか、要点をお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(浅井清君) これは政府内部の関係でございますから、国会で発言するのはいかかと思ひますけれども、ただいま若干御懸念のございましたように、人事院を廃止するとか何とかという、さような基本の点について調整がつかなかったという意味ではないのでございます。これは総理府に人事局を設けまして、そこへ人事行政を一部移管すると、その実施の範囲、つまり、人事院の持つておりました人事行政の実施権を総理府に渡す。そこで、どこまでそれを渡すのか。つまりそここのところいろいろ問題がございまして、いろいろ調整がまだ完全についていない。さような状態でございまして、決してその基本的な人事院の独

立性とか、中立性とか、あるいは人事院を存置すると、さような点については、もちろん意見の相違はないのでございまして。

○矢嶋三義君 私は、基本線として、この人事院の発足した経緯から考えて、ほんとうに公務員を守られる力が発揮できるような機構になつていなくちゃならぬと思う、また権限になつていなくちゃならぬと思う。ところが発足当時と比べれば、その発足当時の経過から考えて、今の人事院でも相当私は後退していると思ひます。時間がなからあけません、具体的に幾らでもあけます。後退している。ましてや、今度公務員制度を改正するときに、人事院に手をつけるのであれば、幾ら大きな組織があつて、定員が幾ら確保されていようが、要は公務員の生活と身分を守り、そして公務員がよりよき勤務条件下に、主権性ある国民に十全のサービスができるという、そういう目的が達せられなければ、幾ら機構が大きく、幾ら定員を多数確保しておつても意味をなさないわけですから、だからそういう点はあくまでも僕は堅持していただかなければならぬ。そういう立場から考えると、この法案とやらはらの関係があるという、内閣、総理府、松野総務長官の方で一応手をつけたれた国家公務員法の改正案というものは、私は了解したい内容のものを持つておつたと思う。だからこの私の主張を了とされて、今後人事院総裁はその使命を全うされる意思があるかどうかということ、松野総務長官もその点は今後配慮していただきたい。でないと、この法律案になかなか気やうく食いついていけないわけでは

て、その点と二方から答弁を求めておきたいと思ひます。

○政府委員(浅井清君) 実はさような点がございまして、調整が非常に慎重である。これだけ私から申し上げればよろしいかと思つております。

○政府委員(松野三君) 一般的に公務員制度の改正の骨子といたしましては、公務員制度調査会の答申を骨子といたしておりますので、その中に、恩給制度の問題も、今回の共済組合制度に移管することという趣旨は、十分答申案の中に入つておりますので、それだけ書き加へて共済組合制度という法案になつただけでありまして、従つてこの公務員制度改正と関連は非常にございまして、関連があるだけに、同時に提案できればこれにこしたことはございまして、別々に提案いたしたといたしまして、その根本は何かと申しますれば、公務員制度調査会の答申の趣旨を体してやつておりますから、全然無軌道に、別な趣旨でこれが発足したわけではございません。なお、人事院との関係は、中央人事行政機関の一元化という答申がございす。この中に、もちろん人事院の今日の本質については存置するように明記してございまして、ただその中に、給与の実施というようない一つの例をとつて参りますと、そういう場面の給与の幅の問題が、今日人事院との打ち合せが完全にできませんでしたので、その大きな、膨大な法律案を会期末に提案するようなことをせずに、やはりある程度の期限を置いて提案することが、より審議に必要だという意味で、あえて無理に、その問題だけを取り上げた

わけではございませんが、そういう本質的な問題でなしに、一つの時期的に申しますと、そういう場面が一つあつて、今日まで実は提案できなかったわけ、本質的に共済組合制度と公務員制度とが同時に申し出たとしても、少しも矛盾はございせんし、ただ時間的に間に合なかつたために、共済組合制度が先に申したからと申しまして、全然関連なしにこの法案に総理府が賛成したわけではございません。関連を持たして、今後十分運営ができるという趣旨で、大蔵省提案の共済組合制度に実は賛成したわけではございません。

○矢嶋三義君 従来この法律案は、三公社五現業関係に適用しておつたわけなんです。そして、こういう人は団体交渉権を持ち、さらには、たとえば政治活動の行為についても、非現業の恩給公務員、今度新たに適用対象となる人とは、団体交渉権についても、あるいは政治的行為の制限についても區別があるわけですね。で、今度それが社会保険方式に一本になつてくるわけですから、そうなりますと、当然私は団体交渉権とか、あるいは政治的行為等についても、公務員の現在のものを再検討せねばまずいと思ひます。で、総務長官そういうようなお考えでおるものと、私はこの岸内閣の出したこの法案をながめてみるわけなんです、なぜそういうことを申し上げるのかといひますと、それはいろいろ計算の仕方もありまして、掛金がふえるわけなので、掛金がふえます。ことにこれは人事院総裁聞いておいてもいいのだから、まあ日本は財政力は弱い、国民の税負担も、リミットにきている、そう

いう国の事情があるからやむを得ないとは言いながら、若い層のサラリーといふものは希望が持てない、安過ぎると思ひます。そこに持つてきて掛金が約倍近くになるということは、僕は若い層の人にとってはつらいことだと思ひます。そうして十七年が二十年になり、それから恩給法からこの社会保険方式の共済方式に変わってくるから、国の負担率というの御承知のことく下つてきているわけなんです、そういうことをあわせ考えるときに、他とバランスからいひても、そういう恩給法から変わつてきたと、そういう角度から言つても、双方から考えた場合、その公務員の職場における勤務条件という立場から、こんな予算は要らないのですが、要らないこともないのですが、団体交渉権とか、あるいは政治的行為とか、こういう労働者としての基本的な権限についてのやはり進歩的な考え方は、若干再検討される御用意があるかどうかと僕は推察するのですが、なければすきものだと思ひます。が、総務長官の御意見はどうでしょう。

○政府委員(松野三君) 給与に関する団体交渉権といふものについては、いろいろ御議論がございまして、公務員制度の立場から申しますと、やはり公務員という特殊な一つの勤務状況及び国家に奉仕する精神から申しまして、必ずしも一般労働法だけを平等に適用しろというわけにも実は参りませうので、従つて人事院といふものが、その中間機関として公平な勧告をするという制度が実施されております。従つて、直ちにこれをやるから人事院

は要らない、そうして団体交渉権を争えろという意見には、多少私はまだ議論としては賛成いたしかねますし、またそういう考えは、公務員制度の改正にはまだとっておりません。従って、この問題と私は別個の問題として、現在の精神の中においてもより以上改善される面がたゞある、またそうすべきものだ、すでに三公社五現業は本年の一月、ある場合には昨年の四月から発足しておりますので、短期給付は組合ですでにやっております。あと残りしましたものが長期給付の恩給だけになっておりますので、もう公務員の人事交流及びその福祉から考えましても、給付内容の改善は相当大幅にできておりますので、掛金もふえますけれども、やはり自主的運営によって、より以上給付内容がふえるというならば、この方が妥当ではなからうか、こういう観点から公務員制度の所管を持つております私の方としては賛成をいたしておりますわけでございます。

○矢嶋三義君 これは関係はないというわけにはいかんと思うのです。私は、こういう制度の改革というものは、その時の内閣の大きな一つの政策の具体的な現われとして出てきておるわけで、それで僕はさつき國務大臣としての大蔵大臣に、岸総理にかわつて内閣の代表として答弁できるかということを伺つたのですが、基本的な僕はこれは政策だと思ふのです。で、なぜ関係ないかという、ともかくも今までの公務員というものは国の奉仕者である、国民に対する奉仕者である。だから総務長官のお言葉の通り、中正であるとか、あるいは誠実に勤めなければならぬ、あるいは秘密を守らなければならぬ、いろいろな制限、制約がある。それだけに国は老後のめんどうを見てやるというので、ともかくも国の責任で国が恩恵をたれる。そういう考えがいいか悪いかはともかくとして、そういう形で恩給法というものがあつて、予算的にはその公務員の負担に對して国の負担ははるかに大きかつた。ところが時代の一般趨勢からいっても、社会保険方式、相互扶助の形態がよろしいというので、そういう形に變えてくる。そうすると民間の厚生年金等の関係もあつて国の負担は低下していく。そして組合員の負担は増加していく。一般民間とのバランスからいってそうなる。ところがその前には恩給法は、公務員なるがゆゑに労働争議権は押えられ、いろいろの制約がある。ことに人事院が充足するときに骨抜きになつた。ところが、その人事院の公務員を守る立場というものはだんだんと力を失いつつある。これは国家公務員、いづれこれは地方公務員に及んで参るわけですが、その立場に立てば、やはりその政策に全面的に協力しようとする私は気分は出てこないだらうと思ふのです。あるいはこういう社会保険方式の相互扶助方式に變つていくというところは、そして国民皆年金という方向にいく、その方向というものは私はけっこうだと思ふのです。だからただ総務長官に意見を伺ひ、要望したい点は、国家公務員法あるいは地方公務員法をこれから立法作業をされるのでしようが、その際にやはり新しい感覚のもとに、公務員の団体交渉権とか、あるいは政治的行為とか、そういう人としての、公民としての、市民としての基本権にかかわる問題については最大限にやはり弾力をもちて検討するということ配慮があれば、私はこの施策の方向というものは非常にけっこうだと思ふのです。ところがそういう配慮がなくて、一部新聞に伝えられているのがほんとうかどうか知りませんが、非常に一部でそういう点は制約されている。だから人事院の権限というものは縮小していく、機械的に、ただ科学的に数字がそう出たからといって、折々内閣とか国会に對して勧告をするような、それでは困るから、直接内閣の意向が十分反映できるように、いわば人事院の力というものをある程度制約していこう、一方ではそのようにして社会保険をこういう非経済扶助方式にしていくというの、これは僕は筋が通らぬと思ふ。願わくば僕は前段で言つたような形で行つてもいい。それは筋も通らぬ、非常に進歩的でもあると思ふ。その点岸内閣の閣僚會議に参加するうちあなたは一、二若くて私は弾力性のある頭脳を持つていらつしやうと思ふので期待しておりますが、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(松野頼三君) 矢嶋さんの御意見を拝聴して、その通りならば一つ私も大いに御賛成申し上げたいのであります。ただ一つ人事院を縮小するとか、弱体化するという考えは私は持つておりません。同時に、人事院が弱体化されたと言ふけれども、私は逆になこの前の人事院の答申は、一言半句のみならず、全面政府が人事院の權威を高く尊重いたしまして、人事院勧告を全部のんだという一つの事例は、逆に言うならば、人事院の權力が非常に

強くなつたという一面もございます。し、今回の公務員制度の改正の中に、特に人事院を弱体化することがござい、改正を私の方では意図しておりません。答申案もそういう意図はございません。従つてなおかつ人事院の存在を政府は尊重するといふ體例をより以上強くするならば、人事院という存在は非常に強くなるのだ、そういう前提から考へて参りますと、ただいまの御議論の中にありましたように、必ずしも労働関係法を直ちにこうしようといふような考えには、実は私の結論がならないわけで、人事院はもう全然要らないのだ、こんなものはやめてしまへ、それならばこれはどうだといふ御議論はございませうけれども、私どもの念頭に、人事院という存在は常に念頭に置いて、そして労働関係法、身分の向上あるいは給与の問題に人事院が当然まんな中に入つて公平な意見を出してもらふ。これには両者ともこれに従うという慣例がありますれば、人事院の運営はより円滑にいくのではなからうか。そういう意味で私たちはまだその問題までは、そこまで研究あるいは構想は續けておりません。

○矢嶋三義君 総務長官のお言葉の前提がやはり僕は問題だと思ふのです。それは、それは総裁に伺ひますがね、人事院が発足した当時と最近では、あなたの方の勧告する場合の心がけというか、態度が相当變つてきておると思ふのです。勧告をのむ、それは非常にけっこうだと思ふ。ところがその勧告が出る前提が問題なんです。最近ではほとんど勧告をする場合は、人事院の首脳部は必要以上の政治的配慮をして、松野さんから相當の言葉が適当でないかも

しませんが、精神的な影響力を受けてやつておられるというところは、これはもう隠すことはできんと思ふのです。これは証拠は今私ばかりでいつどうこうしたといふことは示せませんが、總括的に常識をもつて判断した場合に、これは人事院が発足した当時の勧告というものに、あなた方はやはり出て来た数字に忠実に客観的な立場から勧告されておつたと思ふ。しかし最近はその計算機から出て来た数字そのものは正直ですけども、それをいよいよ活字にして内閣並びに国会に勧告するといふ場合には、その内容とかその時期等については十分政府がめるようなものといふ必要以上の政治的配慮をされておるといふことは、私は否定できないと思ふ。そこに人事院が十分の使命を果し得ないでいる。それをさらに今度の公務員制度の改革をやる、さらに弱体になるおそれがある。私はこういう相當信頼性のある杞憂を持つておるわけなんです。ね、人事院総裁の私は決意を一つ伺つておきたい。

○政府委員(淺井清君) ただいまの御質疑を伺つておりますと、まことに人事院はつらいと思ふのです。それは、人事院の勧告が受け入れられなければ、人事院は無力だとおっしゃるのです。人事院の勧告が全面的に承認せられれば、政府と内閣としたとおっしゃるのです。これはまことにわれわれとしてはつらいと思つております。そこで、私はもう人事院創立以来人事院総裁をやつておるのでございますが、それは松野総務長官の時代といふことを問はず、一度も勧告の内容について干渉を受けたことは、これはないのであ

れませんが、精神的な影響力を受けてやつておられるというところは、これはもう隠すことはできんと思ふのです。これは証拠は今私ばかりでいつどうこうしたといふことは示せませんが、總括的に常識をもつて判断した場合に、これは人事院が発足した当時の勧告というものに、あなた方はやはり出て来た数字に忠実に客観的な立場から勧告されておつたと思ふ。しかし最近はその計算機から出て来た数字そのものは正直ですけども、それをいよいよ活字にして内閣並びに国会に勧告するといふ場合には、その内容とかその時期等については十分政府がめるようなものといふ必要以上の政治的配慮をされておるといふことは、私は否定できないと思ふ。そこに人事院が十分の使命を果し得ないでいる。それをさらに今度の公務員制度の改革をやる、さらに弱体になるおそれがある。私はこういう相當信頼性のある杞憂を持つておるわけなんです。ね、人事院総裁の私は決意を一つ伺つておきたい。

ります。その人事院の勧告が公務員詰り君なりなんなりに御満足のかかなかつたことは、これは政府の責任じやない、これは人事院の責任でありますから、それは私は責任を負うのでありまするけれども、決して政府と内通したとか、政府から干渉を受けたとか、そういうことはこれは全然ございませぬから、今さら決意を申し上げるわけのものではありませんが、われわれはあくまで公務員の利益をはかって適當な勧告をこれからもいたしていきなさい。その点は御同感であります。

○矢嶋三義君 言行一致を要望しておきます。人事院總裁に承わりますが、あなたは国家公務員にはきわめて詳しいと思うのです。三公社五現業の給与体系についても、もちろん御存じだと思えます。總裁でなければ、給与局長でけっこうですがね、三公社五現業、国家公務員その給与体系と、それから一方には団体交渉権があって、一方にはないわけですね。そして今後まあこういう法でともに適用されるわけですね。そういう場合にアンバランスはあるかないか。あればどういふ点が今後検討されなければならぬのか、専門家としてお答え願いたいと思うのです。

○政府委員(瀧本忠男君) 国家公務員と三公社、これはもとは三公社も一般職でございましたので、その意味において非常に親近感があるということはありますけれども、現在三公社はすでに現実三公社でございます。そういう意味におきまして、国家公務員とはこれはよほど性格が違つておるといふうにわれわれは考えておるのであります。また一般職の範囲に

おきまして、現業という制限があるものはやはり一般職ではありませんけれども、現実には三公社との関連もあって、団体交渉というふうなことを給与決定方式の一部に取り入れておるわけでございます。そういう意味において一般職とは違うということが言えると思います。そういうわけでありますから、三公社あるいは現業と一般職員

れわれとしては研究したいと思うのでありますけれども、現在の状態において給与体系等も相当違つて参つておりますので、完全にこれをペランスをとるということはむずかしいと思うのでありますけれども、この給与水準等は、絶えずわれわれは十分注意して参らなければならない、このように考えます。

○矢嶋三義君 次の質問を發する前に大蔵省の給与課長に伺いますが、あるいは今まで質問が出たかと思うのですが、それは恩給法における場合の組合員の負担と、この法が適用された場合の組合員の負担とはどれだけ差があるか。率直に言ってもう少し困の負担を上げて掛金の上るのをもう少し押えることはできないか。あなた方、裁量をする段階に四五%になっておると思うのだが、この組合員の負担をどの程度下げれば、新規財源がどの程度ふえるとか、そういうこの法案の作業過程に徹的な検討をされたかどうか、されたとすればその経過を一つ聞かして貰いたい。

○政府委員(岸本晋碧) 国家公務員の年金の負担が恩給法のもとで納付年金の二%でございますが、これは今回共済組合法の新年金制度に相なりますと、

現業、非現業によって差はございますが、大体四・三四%前後という形で大体二倍程度になるわけです。これがつまり組合員の負担がふえたということ、レベルがふえた、レベルがよくなったという点ものもあるわけでございますが、同時に国庫負担と組合員の負担というものが負担割合において、今までの恩給制度のものととは別の考え方をとったということからも参つ

ているわけでございます。組合員の負担が倍になるということは確かでございますが、これは考え方としましては、従来の恩給制度の一つの退職手当的な要素が入っている、この退職手当的な要素を恩給から取り出しまして、別途一般民間よりも低いという退職手当に付加したたわけでございます。そうした結果といたしまして、年金面

におきましては、一般の社会保険制度と同じように一定部分の国庫負担を除いた残りは折半負担という形になっている。そのためにある程度、約倍近く公務員の掛金は上るわけでございます。先ほど申し上げましたように、恩給に含まれておりました給与的な要素は、これは退職手当一本になっている。民間並みに高いものに引き上げられているという点で十分見合いはとれていると考えております。

○矢嶋三義君 退職金がふえる、二五%程度ふえるということなんです。が、しかし、この掛金が二倍程度になるということとは、これは非常に大きいことだと思ふんですが、二%と四・

三％というんですが、たとえ三％程度にすれば、どのくらい負担がふえてくるとかいうようなそろばんは、計算尺を握ったことはありませんか。

○政府委員(岸本晋吾) 正確に計算を  
いたしたことはございませんが、今回  
の年金制度の財源計算の数字から推算  
いたして参りますと、一%で大体十億  
ちよつとふえようかと思ひます。

○矢嶋三義君 わずかのものじゃない  
ですかね。私は、二%にとどめれば年  
間二十億でまかなえるんですか。

○政府委員(岸本晋吾) 二%にとどめ  
ますと、年間二十億、新制度のもので

大体五五%、大体二、三十億というふうに相なります。

○矢嶋三義君　それは大蔵大臣に質問しましょうが、その程度の何ならば、これは当然現状にとどめるべきだと思ふうね。十七年が今度二十年になるんですから、そのかわりに四〇%の給付になつていきますけれどもね。自分らがかけた金が、さつきも横川委員が指摘されておつたが、還元されるようになれば、その点で幾らか返ってきますけれども、それが返つてこない場合は、綿密な、一足す二は三というような計算はできぬかもしれないですが、組合員としては必ずしもプラスになりませんよ。その金をあずかる皆様の方が有利になつてきます。特に運用次第では、あなたの方の立場に立つたら、万々歳なものになると思ふんですが、組合員の立場から考えれば掛金が上つて、それからその運用と合せるときにはやはり問題点がある。二十億円程度で現状維持ができるようなものはなお検討の余地がある。

なお、人事院総裁に伺いたい点は、さつき給与局長が、国家公務員の給与体系にも十分配慮研究しなければならぬ、こういう意味の答弁をされましたが、掛金が二倍になるといふことは、私は、若い公務員には相当痛いと思うんですね。これはもちろんあなたの方の勧告は入れて、この国会で大学新卒千円、高卒六百円だったと思うんですが、初任給の引き上げと、若干の給与体系の是正をやりましたけれども、それにしても、私たちの若い時代、学校を卒業して社会に出た当時の自分らのサラリーと、それから当時の物価を考えれば、それは今の若い人々というのは

○矢嶋三義君　それは大蔵大臣に質問  
しましうが、その程度の何ならば、  
これは当然現状にとどめるべきだと思  
うね。十七年が今度二十年になるん  
で、そのかわりに四〇％の給付に  
なっていますけれどもね。自分らがか  
けた金が、さっきも横川委員が指摘さ  
れておつたが、還元されるようになれ  
ば、その点で幾らか返ってきますけれ  
ども、それが返ってこない場合は、綿  
密な、一足す二は三というような計算  
はできぬかもしれないですが、組合員  
としては必ずしもプラスになりません  
よ。その金をあずかる皆様方の方が有  
利になってきます。特に運用次第で  
は、あなたの方の立場に立ったら、万々  
歳なものになると思うんですが、組合  
員の立場から考えれば掛金が上って、  
それからその運用と合せるときにはや  
はり問題点がある。二十億程度で現  
状維持ができるようなものはなお検討  
の余地がある。

なお、人事院総裁に伺いたい点は、さつき給与局長が、国家公務員の給与体系にも十分配慮研究しなければならぬ、こういう意味の答弁をされましたが、掛金が二倍になるといふことは、私は、若い公務員には相当痛いと思うんですね。これはもちろんあなたの方の勧告は入れて、この国会で大学新卒千円、高卒六百円だったと思うんですが、初任給の引き上げと、若干の給与体系の是正をやりましたけれども、それにしても、私の若い時代、学校を卒業して社会に出た当時の自分のサラリーと、それから当時の物価を考えれば、それは今の若い人々というのは、

非常にかわいそうだと思うのです。これはある年次にスタンダードを置いて指数をとればはつきり出てくると思うのです。で、掛金を上げるのを押えるか、初任給をもう少し上げるべきかと思う。ここではあまり話は広げないけれども、厚生白書に出てくるように、日本の国民の所得というのはだんだんと開いていってあるわけですね。これは厚生白書にもはつきり出てくる。これは、世界の趨勢としては、社会保障制度の方針として縮まっていくのが現状だというのに、日本の場合には逆になっていくわけですからね。給与体系にしても、最近だんだんと開いていく傾向があると思うのです。それに持ってきて、掛金が倍ということになれば、新卒の若い層は非常に苦しい、あるいは住宅が不足しているとか、結婚適齢期等の問題とも関連して、問題点がある。だから私が、人事院の総裁としてのあなたに承わりたい点は、こういう掛金を倍以上に上げるようなことを押えるか、あるいは先般若干の初任給を引き上げたのが、今の給与体系で初任給をもう少し上げるとか、いずれかの方策をとらなければ、私は適切でないと思うのですが、人事院総裁はどういう見解を持っておられますか。

○政府委員(浅井清君) 私は政府委員としての発言でございますから、政府の提案を批判するのはいかかと思っております。ただ人事院は、かつて退職年金制度に対する勧告をいたしておるのであります。これが人事院の考え方でございまして、今回の政府提案とは少し違いかも知れません。しかし、この政府の考えておりますのは、掛金はふえるけれども、手取りの退職金はよくしてやろうと、同時にまた退職手当もふやそうと、こういう考え方でできていると思うのであります。が、人事院はどうだろうかと思われれば、人事院としては、かつて勧告いたしました退職年金の繰である、かように申し上げるほかないと思っております。ただそれと離れまして、給与全般の改革をやる意思はあるのかないのかと仰せられますれば、これは人事院といたしまして、国家公務員法上、当然に公務員の給与の改善は常に考えるべきである、かように思っております。

○矢嶋三義君 そこでちょっと質問の方向を変えて、自治庁長官あるいはそれに代わるべきとなかおいでなっていますか。

○委員長(永岡光治君) 後藤田官房長、今枝行政局公務員課長が出席しております。

○矢嶋三義君 それではその方に伺いますが、この法案が成立すれば、これは直ちに地方公務員に及んで参るわけですが、これは、岸内閣としては、その方向を指向しておるということですが、その方向を指しておるわけですか、答弁しておるわけですか。で、国家公務員共済組合法の改正の場合、既得権は堅持されるという計算が成り立っている、これは大蔵省の所管課長の言明ですが、地方公務員の関係に対しては、先般答申がなされておるわけですが、あなたのところでは今作業を始めておられるのか。その作業で、十二月召集される通常国会に国会に提案される予定なのかどうか。その骨子とするものはどういふ点に置いているのか、あるいはこれは時間がないから触れませんが、あの答申通りやれば、問題点がすいぶんできると思うのですが、どういふ角度から検討して作業をされているのか、お答え願いたいと思っております。

○政府委員(後藤田正晴君) 国家公務員の恩給制度の改革が行われるのに関連をしまして、地方公務員の制度についても共済制度に切りかえる、おおよね明年の四月一日ごろからの施行を目標にして切りかえていきたいというところで、現在作業をいたしております。その骨子として現在考えておりますのは、国家公務員の制度に準じて考えていきたい。同時に私どもの方で地方制度調査会に、先般地方公務員の恩給制度についてどうすべきかということとを諮問いたしました答申案が、今年の二月二十八日付で出ておりますので、これの内容をも加味して検討を進めていきたい、こういうことで目下作業をいたしております。

○矢嶋三義君 それでは加味してですが、あなたの所の所管は、地方自治体というものはたくさんあるのですから、それは何でしよう、退職金条約とか、その自治体の条例というものはまちまちでしょう。それだから国家公務員の場合に総理府総務長官が考えられるとか、大蔵大臣が考えるという工合にはいかんと思う。自治庁の方でも、既得権を守るといふ点は、技術的にどういふふうにして守るのか。まず伺いたいのは、今の自治体の地方公務員の既得権は守るという大前提に立って作業をされておるのですが、それはどう解釈されるか。それから既得権を守るといふこととなると、技術的に簡単にできることなのかどうか。大体給付内容から

年限から、自治体によってまちまちの条例を作っているわけですから、それはどういふふうにされるか、お答え願いたい。

○政府委員(後藤田正晴君) お説のように地方公務員の現在の制度が非常に複雑多岐にわたっておりますので、国家公務員のそれのように、しかも簡単に制度切りかえができないということ、これはお説の通りでございます。が、私どもとしてはこういう問題についての大事な前提は、既得権はあくまでも尊重する、こういう建前のもとに制度改正を考へるべきである、こういうふうな考え方をしております。ただ、どうやってそれを既得権を保障するかということになりますと、現在検討中でございます。はつきりした結論は出ておりません。しかしまあ一例としては、既得権については、やめる際に退職金でもってカバーするとかいろいろなこともあるかと思っておりますけれども、これは単なる私の思い付きでございます。まして、結論が出ていますわけではございません。

○矢嶋三義君 あなた自治庁長官でない事務局だから、ちよつと無理だと思ふのですが、念のために聞きますが、そうなりますと新規財源ということが必要になってくるわけですね、先ほどの横川委員の質疑によると、大蔵大臣は地方税の自然増もあるから、それを回して云々、こういう答弁で過ごしておられるわけですが、その内容次第によりますけれども、そういう作業を始める大前提に自治庁長官としては閣議において、その必要のある新規財源については、国でめんどうをみるという明確な線が出てから作業をしなければ、船に乗って出発はしたが、川の真ん中でおつぱり出されるということが起るのです。地方公務員の場合、教職員なんか相当数占めているわけですが、これは御承知の通り国が今までめんどうをみてきているわけですから、そういう点が明確にならなければ、ただ国家公務員共済組合法に準じて地方公務員共済組合法はそう簡単にいかぬと思うのですが、そういう点はあなた方は、事務局はどういふ見解を持ち、さらに自治庁長官にはどういふ働きかけをされておられるのか、お答え願いたい。

○政府委員(後藤田正晴君) 新しく制度を切りかえるにつきましては、必要な財源措置については、また政府内部でこれからさらに協議をいたしていきたいと考えておりますが、私どもとしては、新規財政需要につきましまして、明確に地方財政計画上に計上いたしまして、適切な財源措置を講じていきたい、かように考えております。

○矢嶋三義君 地方公務員共済組合法の作業をやられておるというのです。が、それと地方公務員法の改正とは関連があるのですか、ないのですか。その作業をやっておりますか、やっておりますか。

○説明員(今枝信雄君) 地方公務員の退職年金制度改正につきましましては、御案内の通り、現行の地方公務員法の中に退職年金及び退職一時金に関する基本的な考え方が述べられておるわけでありまして、従いまして、国家公務員の退職年金制度に準じて地方公務員の退職年金制度の改正をするといういたしますと、その部分に関しては当然現行の地方公務員制度との関連があるもの

だと考えております。根本的な思想において変りはないと思いますが、技術的な改正をしなければならぬかと思つて検討いたしております。

○矢嶋三義君 ところで松野総理府総務長官に伺いますが、あなたのところの国家公務員法というのは、国家公務員共済組合法と関連ある点を技術的に改正しようという方向に変わつてきておるのだらうと思はるうのです、今作業して次の国会に出そうとする国家公務員法の改正というのは、地方公務員共済組合法と地方公務員との関連において、自治庁が述べられたものと同じような方向のものかと思ふのです、いかがでございますか。

○政府委員（佐藤朝生君） 共済組合法に關連する技術的な方法は、この際の共済組合法の改正の中に含ませて考えております。

○矢嶋三義君 そうであります、それ以外に松野総理府総務長官は依然として技術的な国家公務員法の改正をやろうと主張されておるのですか。

○政府委員（松野頼三君） 抜本的と申しますとあれですが、相当程度大幅に改正しなければならぬ点が地方公務員にはございます。第一には人事行政、給与と、あるいは特別職、一般職の問題あらゆる面につきまして相当今日その責任が各省にまたがっておるものがございまして、それを一元的にやつていく、人事行政の一元化ということ、これは、国家公務員法としての第一の改正の目標である。第二番目には、特別職、一般職を通じて、常勤、非常勤という問題が先日定員化の問題もございましてけれども、いずれあ

る程度この問題にも触れなければならぬ。それからもう一つは、職階制というふうな問題もございまして、そういうふうな問題をあわせて相当大幅な改正をすべき時期が今日来ておるのじゃないか、こういう意味で改正を考えております。

○矢嶋三義君 では一応総理府総務長官としては、国家公務員法に対してはそういう考えを持っておる、自治庁としては国家公務員共済組合法案に準じてさらに先般の審議会の答申に基いて地方公務員共済組合法案を来たる通常国会に出すべく作業中であるが、地方公務員法そのものについては、自治庁としては検討はしてない、かように了承していいわけですね。

○説明員（今枝信雄君） ただいま申し上げましたように、国家公務員の退職年金制度の改正に伴ひまして、地方公務員の退職年金制度について改正を加えることといたします、その部分について地方公務員法の技術的な改正をいたさなければならぬと思つております。その点はただいま検討を進めておりますが、その他の部分については、地方公務員法についていたしたいものとこの改正の検討を進めておるようなことはございせん。

○矢嶋三義君 重ねて自治庁に伺いますが、この既得権を守るように作業をする、そうなるに掛金の上るといふのは一番問題ですがね。この掛金は上らないという立場で私は作業してもらいたいと思ふのですがね。国家公務員共済組合もあつた大蔵大臣に質疑しようと思つておるのですが、きょうおられないから……四・三％の掛金が二％となるには約二十億円から二十四、五億

円もあればできるというのですがね。そのかわり期間が十七年か二十年になつて、その間の組合員の掛金というものは大蔵大臣の所管下に入るのだから、国として立場から考えれば決して私は国として損にはならないと思ふ。そういう立場で国家公務員共済組合法の作業も問題だが、地方公務員の関係の作業をするに当つては、その法案ができた場合の審議と合わせて考えるときに、掛金を上げるという方向でなくて、できるだけその作業段階に掛金を上げないで、いかに国家公務員法に準じてやれるか、非常に複雑な既得権を守れるかという方向で数字的に検討されてもらいたいと思ふのですが、いかがでしょうか。

○説明員（今枝信雄君） 職員の掛金率をどういうふうに定めるかということ、は、職員の直接の負担の問題でございまして、いろいろと御意見もあらうかと思つてございまして。私もどうもいたしましては、今回の退職年金制度の改正の一つの趣旨でございまして、吏員と雇傭人との間の退職年金の従来の水準の差を一つなくしたいという点もあるわけでございまして。そういう点を考へてみますと、現在率直に申し上げまして吏員と雇傭人との間には負担に懸重があるわけでございまして。その点を懸重をなくして負担を公平にしながら、しかも全体としてどの程度の掛金にすべきか、こういうことにならうかと思ひます。その点はこの新しい制度が保険制度を建前といたしておりますので、結局掛金率、負担金率並びに給付の内容それらの三者のつり合ひをどういうふうにするかということに検討いたしたいと思つております。先ほど

申し上げました地方制度調査会の答申では、新制度における職員の掛金率は国家公務員の場合の方式に準じて算定するものという趣旨を建前にいたしておるわけでございまして、お説の点も十分考へまして今後の作業においてはいろいろな点から、できるだけ実質的に職員の負担がそれほど大きくならないような方途があるかどうか十分検討いたしたい、かように考えるわけでございまして。

○矢嶋三義君 大蔵省に伺いますが、大蔵大臣がおられないから事務当局に伺いますが、この法案は相互扶助的な社会保険という立場で作業を進められたいと提議されたというのですが、そうだとすれば、基本的にこの運営には組合員の意向が大きく反映する、こういう基本的な立場から私は法律案というものはでき上らなくてはならないと思ふのです。この基本原則は認めておられますか、どうですか。

○政府委員（石原周夫君） 先ほども横川委員の御質問に対してお答えをいたした点でございまして、単位組合におきます運営審議会あるいは非現業連合会の段階におきます評議員会というふうな諮問機関でございまして、ここに十分に重要な事項につきましては諮りまして、その上で行うという建前にいたしております。先般も申し上げてございまして、厚生年金あるいは組合費におきます組合健康保険におきましてはつきりした諮問をいたすという建前にいたしております。と申し上げたような趣旨の趣旨かと考へております。ただいま矢嶋委員仰せのような点を考へまして、今回の提案を申し上げて、法律案ができ上つて

おるわけであります。

○矢嶋三義君 基本的な方針としては私が述べた方針でやるべきだと思ふ。原則としては局長もそれを認められておるわけですね。そして実際現行法並びに改正法律案にある運営審議会あるいは連合会の評議員会、そういう規定はあなたの方の答弁されるように、これで十分その基本運営方針が生かされるようになると思ふ、こういう答弁されることは、一応あなたの方の立場に立つた場合にこの法案の組み立て方から、答弁としては許されると思ふ。しかし実際の運用となれば、横川委員も指摘されておつたと思うが、これはいかぬと思ふ。だから私は運用の基本原則、すなわち相互扶助方式であれば、加盟組合員の意向というものがその運営に強く大きく反映すべきである、この基本原則を認めれば具体的にどう少し考慮していいのじやないか。私は具体的にちよつと案を申し述べてみますが、それはこの連合会の評議員会が各組合から一人ずつ出してくる、おおむね単位組合の代表だからその組合の意向を代弁しているものだ、これは筋としてはそう言えるでしよう。しかしそれは末端組合員の声を反映するやうな形でなかなか出てこないと思ふ。だからそういうのと同時に、三公社でも一つの民主的な団体を持つて、また国家公務員も民主的な団体を持つておるのだから、そういう民主的な団体の責任者が推薦する何人かを評議員として評議員会に突っ込んでいけば、各省庁の単位組合から出てくると、それからそういう民主的な団体から組合員のじきじきな意見を反映できるように入れて、それを両方突き合せると、ほ

おるわけであります。

んとうに私はいい運営ができるのじやないか。そうすることによって若干国が責任を持ち、国も負担しているのだが、その権限を侵犯するとか、運営がみだりになる、そういう心配はいささかもなくて、相互扶助共済方式の運営としてはまことに私は好ましい、ことに組合員にとっては満足して快く、高い掛金でも掛金を納付するといふような雰囲気というものが私は生まれてくると思うのですが、そういう運営方式といふものがとられてしかるべきじやないかと思うのですが、いかがでしょう。

○政府委員(石原周夫君) 先ほど大蔵大臣からお答えを申し上げましたように、運営審議会におきましては、ただいま矢嶋委員が仰せのような三者構成の方式をとっておる、その段階におきまして反映をせられた単位組合全体としての、一体としての意見、これを評議員会において反映をいたすといふことで現在の仕組みはできておるわけでございます、建前としてはこれだけでいいかというところをお答え申し上げたと思ひます。ただ技術上の問題として、その仕組みのほかに何か意見を聞くというようなやり方を並行して考へてはいかがであらうといふことも大臣も言っておりまして、そういう点につきましては、今後なお検討いたしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 具体的に申し上げますと、九条の運営審議会は、まず労組の代表が入るから直接、ダイレクトに意向を反映すると思ふ。ところが連合会の評議員会になりますと、これは三十五条になつていますが、そうなりますとどうしても間接になりますから、間

接になつてくると思ふのですよ。しかも連合会の評議員会は予算、決算等を処理されるんですからね、大事な評議員会です。どうしても間接になりますから、もう少し直接に反映する方法を考慮しなければならぬ。運営審議会ならば、これは十人以上の委員としてありますが、大いなる労組の代表を入れると思ひます、それで直接に入つてしまふ。連合会の評議員会となつて、なかなか組み立て方は系列としては運営審議会がある、その意向がきまつて一人の人が評議員会に評議員として入ってくるから十分通ずる、理屈上はそんなるけれども、実際はそうはならない。もう少し直接に組合員の意向が反映するようない配慮をされるか、僕は民主的である、実情に沿ふと思ふ。これは聞いていないけれども、全組合員の要望だと思ふんですね。あなた方がそれをやられようと思ふれば、私は簡単にできることだと思ふんです。私もこの意向としては、願わくばこのところの評議員会の構成を今言つたように各省庁の単位組合から来るのと、それ以外に有識経験者というような条項を設けてもよろしい、そうして実際はそれらの関係の民主的な団体が、その責任者が責任をもつて推薦する者を評議員とするというような運用にしておけば、私は非常にいいと思ふんですが、それだけの配慮をしてもいいかと思ふんですが、局長いかがでしょう。

○政府委員(石原周夫君) 先ほど申し上げましたところでございますが、大蔵大臣がお答えになりました点でございますが、各省庁単位組合から出られます方は、何と申ししますか、

か、大蔵省の立場というものが一つございまして、各省の立場ということに相なりますと、官制あるいは職員側というものがそれと違ひがあるといふよりは、むしろ大体同じようなお話になる場合が多いかといふこともございまして、先刻から申し上げておりますように、やはり単位組合の代表としては一人では十分はなからうか。ただ、今の矢嶋委員のお話の点は、それはそれとして学識経験者のつけ加えたらどうかといふお話のようございまして、これは連合会の段階におきましてはまだその事柄自身は、一般の学識経験者に広く参加をしてもらうといふほどの問題でもございまして、各省庁の単位組合の意見を中心として諮問機関として運営に参るといふことではないかと思ひます。従ひまして先ほどお答えを申し上げましたように、何かこれを補充をいたしましたという、何かこれを補完をいたしましたという、何かこれを技術上考へて参りたいといふことをもちまして、矢嶋委員の仰せの点は大体はかり得るんじゃないかといふふうに考へます。

○矢嶋三義君 私は局長の言われるのは、各省庁の単位組合がうまくいった場合は、あなたの言う通りだと思ふんですよ。うまくいった場合はそれでいい、うまくいかぬ場合は、この制度では十分でないと思ふ。大体学識経験者と言つたのは、組合が推薦するとか言うとなつた方がきつたかと思ふから、便宜上学識経験者と言つただけであつて、私は各省庁の単位組合からの人を出す、それから組合員、この人が組合費をかけるわけですから、そういう人が作つてある民主的団体の責任者が推薦する何人かを入れたら、直接その意向が反映して、この立法精神にも沿うし、それから運用が円満にいく、また組合にも喜んでいただける、満足していただけるのじやないか、しかも、あなた方が何らの権限を侵されることもなく、また運用が逸脱するということもないのだから、非常にいい方法じやないか、こういう意味で私はあなたを打診してみたいわけですね、これは矢嶋がきょうこいう質問をしたといふことを、あすまでに大蔵大臣に伝へて、そしてあすまた大蔵大臣に伺ひますから、答弁して下さいます。その答弁次第では、矢嶋もあとあまり質問しない、この法案に賛成します。そして答弁次第では、あすまた質問がありますから、御検討を願ひたいと思ひます。

それでは委員長から御注意がありますから、端折つて次へいきたいと思います。給与課長に伺ひます。相互扶助という立場から言へば、今まで質問が出たようですが、この第十三条の警察職員等に対する長期給付の特例というものは、従前の考へ方に相当拘束されて出てきた条文だといふ私は感なきを得ないです。これはどこからあなた方にこが入ったか知らんが、この法律案の立法精神と内容からいって、この十三条はおかしいと思ふ。これは勤務条

件とか、その職務の責任等については、これは人事院の勧告もあつて、給与体系そのものは違つてはいますね。そういうところに入つてはいます。それを相互扶助のこいういう制度、国と組合員の両者の責任で作る場合に、こいう十三条のようなものが出てくるこいうことは、これは大きく言へば、旧憲法的な考へ方の残滓ではないかと、こいうふうに見えないこともないと思ふんです。そこで、これはあすまで資料を出して下さい、出ておつたらよろしいんですが、この警察官、それから自衛官、それから国会の監視、それから皇宮護衛官、海上保安官、こいう方々の給与体系、その比較はどうなつてゐるか、それから一般国家公務員との、一般職の公務員との給与体系の比較がどうなつてゐるか、こいうものを検討した場合、この十三条がこいう形でなければならぬといふ合理的な科学的な結論は、私は出てこないといふに思ふわけですね。だから私が納得できるような資料が出るか出らぬか、あすまでに出して下さい。それによつて私は何らかの意思表示をいたします。

○政府委員(岸本晋吾君) ただいま御質問がございました警察職員等の年金問題の取扱ひは、確かに一般公務員とは異なつております。これはお配りいたしておりましたが、これはただいま御質問がございましたように、給与体系の上でいろいろ相互間の比較をして、あるいは一般公務員と比較してみれば、その結果科学的に何%高ければいいのかと、こいう結論があつたのかと、こいう御質問であります、そこま

で、こいう御質問であります、そこま

の分析は、かりに給与体系の比較をいたしませんが、これがどの程度に、年金差に持つていくかと、これはなかなか容易ではないわけでごさいます。そうした問題の資料ということになりますと、残念ながら明日までに御提出申し上げかねると思ひます。ただ、こうして一般公務員と異りました警察職員の特種な年金制度を作りますにも、これも一つには先ほど矢嶋先生から地方公務員について御質問がございました。既に既得権的な意味も若干入っているわけでごさいます。従来の年金制度のもとで、基本給のもとで、警察職員の特殊な勤務条件、その特殊な人事管理の面から有利な年金を得ていたわけですから、これをそのまま私も新年金制度にもつて参つてきたわけではございません。一応ある程度の差は縮めまして、当分の間の規定として附則で処理いたしております。将来、先ほど先生の御質問のございました給与体系、あるいは処遇全般を通じての総合的な検討の結果、あるいはほかの面で見ても、年金制度のもとでは統一する、そういう結論が出れば発足の際にそういうふうな措置いたすわけでありませう。

一つの総合的な検討を将来に残しまして、附則で一応そこに従来よりは幅を狭めて残した、こういう考えでございます。相互扶助の制度であると申しまして、これが一般公務員に迷惑のかかる制度としてはわれわれ考えておりません。警察公務員相互間におきまして高いレベルなら高いレベル相應の年金を提出していただく、こういう建前でものを考えております。先ほど御質問のございました資料の内容でござい

ますが、非常にそうした給与体系の相違と、年金面の取扱ひまでひっくり返したところの資料といたしましては、まことに申しわけない次第でございしますが、明日までにできかねると思ひます。

○矢嶋三義君 当分の間というのは何カ月ですか、主計局長お答え願ひいたします。

○政府委員（石原周夫君） 当分の間ということでごさいます。これは先ほど来給与課長がお答えをいたしておられますように、検討いたしまして、その上での結論に基きましてのことになりますので、今おっしゃるような何か月というふうな、非常な短期のことをお考え願ひわけにちよと参りかねる。私もどなたもいたしましては、できるだけ関係当局とも相談いたしまして、早く何らかの検討をいたしたいと思ひますが、当分の間ということとは、そういうふうなことに御了承いただきたいと思ひます。

○矢嶋三義君 行政府はよく立法府をまかす、当分の間という、半永久的にいく場合がある。これも大臣と今晩中協議して、明日数字をもつて答えてもらいたい。ただ当分の間に、将来検討するといつて、大がいの場合立法府が行政府にまかされて、そのまゝになりがちです。私これのちよと、若干抽出計算をしてみますと、相当差があるんですね、給与については……。ことに自衛官と一般公務員の給与差というのは相当ありますよ。それも昔のように自衛官が場合によれば戦争もする、危険に身をさらすというふうな旧憲法下における軍人なら、それは昔あったような考え方もあるで

しょう。しかし、今の自衛官というのは、そういうものじゃないのですから、これは防衛庁法、自衛隊法ではございして、岸総理大臣みずから答弁されてゐる。僕は今の給与体系そのものにも、公務員とあれほど差をつけなければならぬかという疑問を持つていますよ。一般の大学の学生と、防衛大学の学生の取り扱ひ方などについて、非常に私は憲法上から、これは若干の懸念を持つてゐる。相互扶助のこの制度のもとに、こういう差をつ

けるというところは、旧憲法下における軍人という考え方、今の自衛官というものを考える底流というものが、私は法案提出者にあるんじゃないか、その点を私は指摘したいのです。わが憲法九条が要する、今の自衛官というもの、その身分が明確になれば、これはそのときに、私はそれに即応する論陣を張りますよ。しかし、今の憲法九条と、それと関連する防衛庁法、あるいは自衛隊法、並びにこの法案の提出責任者は岸内閣総理大臣ですが、岸内閣総理大臣の国会における答弁からいって、さらに給与法の体系からいって、相互扶助のこの法案にこういう形が出るというものは、私は筋が通らぬと思う。だから、もう少し納得のできる資料を可能な範囲内で出してもらいたい。あなたが提案者ですからね。それは僕らの審議権に百パーセント即応しなくても、ある程度即応できるところの資料が出るわけですね。これは提案者にその用意があるわけですね。十二年だったのを今度十五年にするわけですね。ところが、十七年であったのを二十年にするわけですね。そうするとこの十二年とか十五年とか十七

年とかいうような具体的な数字があるのですから、何かあなた方が合理的に説明のできる根拠があるはずですからね。それに給与法というのが違つてはすから。だからそこで、あなた方の立場に立つてあなた方らしい説明の仕方があるわけですね。それを私が納得するかしんないかは、それは別です。そういう範囲内で、あまり御無理のいかない程度であすまに資料を出していただきたい。よろしゅうございませう。

○政府委員（石原周夫君） できまする範囲内のもので、御満足がいけますかどうかかわかりませんが、時間の制約がございします。時間の制約の範囲内でできまするものを用意いたします。

○矢嶋三義君 次に給与課長にお伺ひしますが、あなたが出されたこの資料で、警察職員とは十五年で三五・〇〇、それから一般職員は二十年で四〇・〇、この数字の差がある。しかし、勤続年数三十年においては一般職員と警察職員等もいすれも五五・〇となつて以下同じになるというのですが、これは勤続年数三十年といつたら、年にして五十以上になるのですからね。日本の労働人口の構成、それからいってですよ、もうほとんど一般職員と警察職員等の在職期間中は差があるんじやないですか。勤続年数三十年後が同じになつてゐるというふうなのは、大して理由になりませんよ。就職してから勤続年数三十年の間くらいが問題ですよ。そこは関係者が一番多いわけですから、先ほどちよとあなた

が答弁されておつたのですが、勤続年数三十年後は一緒にするから大した問題はないという、こういう見方でこの表を見たら、私は大きな誤りだと思ひます。政府は五十五才くらいで定年制をしよう、まあ五十五才でなくとも、条例次第では五十二、三才でも定年制をしようという考え方を持つてゐるのではありません。ある特定の知事によると四十八才くらいで定年制をしようかというふうな県条例を考へてゐる知事すらある。だから、地方公務員にこれ及んできた場合、それは大きな何です、差等がついてきますよ。勤続年数三十年後に一緒にするからなんというのは、それは問題にならないです。これは私はあなたの方さっきの答弁に対してこの点は指摘をいたしておきます。

山口長官がお見えになつたようですから、そちらの方に質問が移りますから、もう一点だけ伺つてこの法案に対するきょうの質疑を終つておきたいと思ひますが、それは山口長官に伺つて、それから主計局長に伺いたいと思ひますが、恩給局はどうなさるつもりでございませう。この国家公務員共済組合、地方公務員共済組合になれば、恩給局は軍人恩給だけを扱うというので残すのか、国家行政機構としてどういうお考えでやられるのか。それから推察するに、総理府総務長官が今おられないが、総理府に恩給局を残しておきたいという念願が一部にあるのじやないか。その念願が、この非現業公務員の長期給付の決定については、恩給局の窓口を通さなければならぬ、こういうふうな規定が出てきてゐるのじやないかと私は思ふのです。考えてごらんない、当然これは連合会一本で、一元化していくはずですよ、これ

は、非常に重要な数字があるのですから、何かあなた方が合理的に説明のできる根拠があるはずですからね。それに給与法というのが違つてはすから。だからそこで、あなた方の立場に立つてあなた方らしい説明の仕方があるわけですね。それを私が納得するかしんないかは、それは別です。そういう範囲内で、あまり御無理のいかない程度であすまに資料を出していただきたい。よろしゅうございませう。

○政府委員（石原周夫君） できまする範囲内のもので、御満足がいけますかどうかかわかりませんが、時間の制約がございします。時間の制約の範囲内でできまするものを用意いたします。

○矢嶋三義君 次に給与課長にお伺ひしますが、あなたが出されたこの資料で、警察職員とは十五年で三五・〇〇、それから一般職員は二十年で四〇・〇、この数字の差がある。しかし、勤続年数三十年においては一般職員と警察職員等もいすれも五五・〇となつて以下同じになるというのですが、これは勤続年数三十年といつたら、年にして五十以上になるのですからね。日本の労働人口の構成、それからいってですよ、もうほとんど一般職員と警察職員等の在職期間中は差があるんじやないですか。勤続年数三十年後が同じになつてゐるというふうなのは、大して理由になりませんよ。就職してから勤続年数三十年の間くらいが問題ですよ。そこは関係者が一番多いわけですから、先ほどちよとあなた

が答弁されておつたのですが、勤続年数三十年後は一緒にするから大した問題はないという、こういう見方でこの表を見たら、私は大きな誤りだと思ひます。政府は五十五才くらいで定年制をしよう、まあ五十五才でなくとも、条例次第では五十二、三才でも定年制をしようという考え方を持つてゐるのではありません。ある特定の知事によると四十八才くらいで定年制をしようかというふうな県条例を考へてゐる知事すらある。だから、地方公務員にこれ及んできた場合、それは大きな何です、差等がついてきますよ。勤続年数三十年後に一緒にするからなんというのは、それは問題にならないです。これは私はあなたの方さっきの答弁に対してこの点は指摘をいたしておきます。

山口長官がお見えになつたようですから、そちらの方に質問が移りますから、もう一点だけ伺つてこの法案に対するきょうの質疑を終つておきたいと思ひますが、それは山口長官に伺つて、それから主計局長に伺いたいと思ひますが、恩給局はどうなさるつもりでございませう。この国家公務員共済組合、地方公務員共済組合になれば、恩給局は軍人恩給だけを扱うというので残すのか、国家行政機構としてどういうお考えでやられるのか。それから推察するに、総理府総務長官が今おられないが、総理府に恩給局を残しておきたいという念願が一部にあるのじやないか。その念願が、この非現業公務員の長期給付の決定については、恩給局の窓口を通さなければならぬ、こういうふうな規定が出てきてゐるのじやないかと私は思ふのです。考えてごらんない、当然これは連合会一本で、一元化していくはずですよ、これ

は、非常に重要な数字があるのですから、何かあなた方が合理的に説明のできる根拠があるはずですからね。それに給与法というのが違つてはすから。だからそこで、あなた方の立場に立つてあなた方らしい説明の仕方があるわけですね。それを私が納得するかしんないかは、それは別です。そういう範囲内で、あまり御無理のいかない程度であすまに資料を出していただきたい。よろしゅうございませう。

○政府委員（石原周夫君） できまする範囲内のもので、御満足がいけますかどうかかわかりませんが、時間の制約がございします。時間の制約の範囲内でできまするものを用意いたします。

○矢嶋三義君 次に給与課長にお伺ひしますが、あなたが出されたこの資料で、警察職員とは十五年で三五・〇〇、それから一般職員は二十年で四〇・〇、この数字の差がある。しかし、勤続年数三十年においては一般職員と警察職員等もいすれも五五・〇となつて以下同じになるというのですが、これは勤続年数三十年といつたら、年にして五十以上になるのですからね。日本の労働人口の構成、それからいってですよ、もうほとんど一般職員と警察職員等の在職期間中は差があるんじやないですか。勤続年数三十年後が同じになつてゐるというふうなのは、大して理由になりませんよ。就職してから勤続年数三十年の間くらいが問題ですよ。そこは関係者が一番多いわけですから、先ほどちよとあなた

が答弁されておつたのですが、勤続年数三十年後は一緒にするから大した問題はないという、こういう見方でこの表を見たら、私は大きな誤りだと思ひます。政府は五十五才くらいで定年制をしよう、まあ五十五才でなくとも、条例次第では五十二、三才でも定年制をしようという考え方を持つてゐるのではありません。ある特定の知事によると四十八才くらいで定年制をしようかというふうな県条例を考へてゐる知事すらある。だから、地方公務員にこれ及んできた場合、それは大きな何です、差等がついてきますよ。勤続年数三十年後に一緒にするからなんというのは、それは問題にならないです。これは私はあなたの方さっきの答弁に対してこの点は指摘をいたしておきます。

山口長官がお見えになつたようですから、そちらの方に質問が移りますから、もう一点だけ伺つてこの法案に対するきょうの質疑を終つておきたいと思ひますが、それは山口長官に伺つて、それから主計局長に伺いたいと思ひますが、恩給局はどうなさるつもりでございませう。この国家公務員共済組合、地方公務員共済組合になれば、恩給局は軍人恩給だけを扱うというので残すのか、国家行政機構としてどういうお考えでやられるのか。それから推察するに、総理府総務長官が今おられないが、総理府に恩給局を残しておきたいという念願が一部にあるのじやないか。その念願が、この非現業公務員の長期給付の決定については、恩給局の窓口を通さなければならぬ、こういうふうな規定が出てきてゐるのじやないかと私は思ふのです。考えてごらんない、当然これは連合会一本で、一元化していくはずですよ、これ

は、非常に重要な数字があるのですから、何かあなた方が合理的に説明のできる根拠があるはずですからね。それに給与法というのが違つてはすから。だからそこで、あなた方の立場に立つてあなた方らしい説明の仕方があるわけですね。それを私が納得するかしんないかは、それは別です。そういう範囲内で、あまり御無理のいかない程度であすまに資料を出していただきたい。よろしゅうございませう。

○政府委員（石原周夫君） できまする範囲内のもので、御満足がいけますかどうかかわかりませんが、時間の制約がございします。時間の制約の範囲内でできまするものを用意いたします。

○矢嶋三義君 次に給与課長にお伺ひしますが、あなたが出されたこの資料で、警察職員とは十五年で三五・〇〇、それから一般職員は二十年で四〇・〇、この数字の差がある。しかし、勤続年数三十年においては一般職員と警察職員等もいすれも五五・〇となつて以下同じになるというのですが、これは勤続年数三十年といつたら、年にして五十以上になるのですからね。日本の労働人口の構成、それからいってですよ、もうほとんど一般職員と警察職員等の在職期間中は差があるんじやないですか。勤続年数三十年後が同じになつてゐるというふうなのは、大して理由になりませんよ。就職してから勤続年数三十年の間くらいが問題ですよ。そこは関係者が一番多いわけですから、先ほどちよとあなた

は能率的です、合理化されますよ、当然そうだと思います。それを非現実組合員の長期給付については恩給局が審査するとか、その窓口を一本通すというこの考え方の出てきたことは、今の恩給局の機構を国家行政機構として何とか残しておきたいという、こういう念願を持っている、その考え方が出たのじゃないか、そういうように私には推察されます。そうだとすれば、これは組合員の立場からいっても好ましいことではないし、ましてや国民の、納税者の立場からいって、官僚のままだとしか言えない。この点どういうわけでこういうことになったのか、当然これは連合会が決定できるように一元化するべきものだと、かように思います。だからまずこの点を主計局長からお答えいただきまして、それから総理府の恩給局を将来行政機構としてどうされるつもりか、行政管理局長官からお答え願いたいと思います。

○政府委員(石原周夫君) 恩給局の現在の仕事は、御承知のように軍人遺家族の關係におきまして、まだ二百万件をこゆる件数が残っておりまして、まだまだ仕事が残るという前提におきましてこの案を考えたわけではございません。この御提案を申し上げておきます法律案におきまして、審査の事務につきます恩給局に委託するということにいたしましたのは、法案に明らかでございます。従来、恩給部分と、これからやめようとする人たちが今後におきます在任期間の合算をいたしたものを受ける、従いまして自分の間は両者が併給をせられるというところに相なっております。むしろ前者の面が金額的にも大きいわけでございます。

○委員(永岡光治君) 次に、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。これより本案の質疑に入ります。政府側の出席は、山口行政管理局長官、細田運輸省官房長、林航空局長、吉村農林省官房長、世耕経済企画庁長官、浅村総合開発局長、以上であります。○矢嶋三義君 世耕長官とそれから重宗運輸大臣がお見えになっておりますから、お忙しいそうですから、これは具体的な問題ですから、先にちよつと

やらしていただきたいと思ひます。よろしくごさいますか。○委員(永岡光治君) よろしくごさいます。○矢嶋三義君 経済企画庁長官に伺ひます。この法案中、あなたのところの経済企画庁に關する部分として、次のごとく、すなわち、定員増二十名が出されておるわけですが、これは水質保全關係の事務の増加に伴う定員増、ごもつともだと思ひます。それで、他の委員会でも伺つたのですが、離島振興の行政は、僻地であるから、非常に取り扱いにくいわけですね。離島の振興法が制定されて、離島振興の行政は、機上プランで経済企画庁の一部に腰かけておつて、そして適切な指導というものはなかなかできないわけですね。島はへんびな所にあるわけですから、だから、離島振興の立場から行政機構としては所管課を設けるべきです。これはあなたも認めになつて設けるということなのですが、そういう機構を設ければ、当然定員というものは必要になつてくるわけですね。このたびの改正案には出てくるものと期待をしておつたわけですね。これは離島振興審議会の結論でもあるわけですね。まだ出てきてないわけですね。そこで伺ひたいことは、今度は定員増が出てきてないわけですが、今あなたのところの定員のワケ内で離島振興の課をできるだけ早く設けるといふことを、あなたから他の委員会でも御答弁をいただいているわけですね。設けたか設けなかつたか、すでに設けてないか、それば、いつまでに設けられるのか、その点をあなたから伺う。それから山口

長官からは、今お聞きいただいたと思うのですが、離島振興にはその行政事務に携わる員数が要だ。これは内閣総理大臣の諮問機關である国家行政組織法によつて設けられた審議会の結論として答申もしてあるわけですね。今、長官はそれを認めながら、こういう改正案に出てきてないわけですね。おそれるあなたの方でチェックしたのだと思うのですが、長官はどういう御見解を持っておられるのか。ことしは出なかつたが、来年は経済企画庁長官の意向を入れて、若干の定員を確保するお考えでいらっしゃるのか。それぞれ御答弁いただきたいと思ひます。○國務大臣(世耕弘一君) お答えいたします。実はこの委員会でも御答弁申し上げたこともございますので、できるだけ御趣意に沿うように、ただいま事務的に処理をいたしております。そこで、行政処置の可能な範圍においてまず実現したい、かように考へて、事務的な処置を進めております。なお、その事務的な処置の経過については、局長からお話し申し上げます。○政府委員(浅村廉君) 離島振興課の設置につきましては、かねて私も努力をいたしておるわけでございますが、矢嶋委員御承知のように、当初、予算面で十名程度の定員を私も要求をいたしましたところが、諸種の事情から実施が困難となりましたので、現在におきましては、私ももといたしましては、開発局内の定員のやりくりと申しますか、そういう考え方によりまして、最小限度のものをここに供出したてて参りたいという考えでおります。取敢りにつきましては、長官も設置の方針でいくということをおつておられますので、まず企画庁の組織令の改正をいたさなければなりません。従いまして、その政令の改正案をたゞいま私どもで事務的に案を練つておりまして、各省と逐次折衝をいたしまして固めて参りたいということになつております。

○國務大臣(山口喜久一郎君) 今年度二十名企画庁に公用水域の水質保全に關する増員がございましたが、ただいまお尋ねの離島振興につきましては、先ほど行政管理局の方でチェックしたかどうかというお話がありました。まだ行政管理局の方に正式には申し出は受けてないわけでありまして、しかしながら、事情は私どもの方で十分承知しておる次第でありまして、今後い

は能率的です、合理化されますよ、当然そうだと思います。それを非現実組合員の長期給付については恩給局が審査するとか、その窓口を一本通すというこの考え方の出てきたことは、今の恩給局の機構を国家行政機構として何とか残しておきたいという、こういう念願を持っている、その考え方が出たのじゃないか、そういうように私には推察されます。そうだとすれば、これは組合員の立場からいっても好ましいことではないし、ましてや国民の、納税者の立場からいって、官僚のままだとしか言えない。この点どういうわけでこういうことになったのか、当然これは連合会が決定できるように一元化するべきものだと、かように思います。だからまずこの点を主計局長からお答えいただきまして、それから総理府の恩給局を将来行政機構としてどうされるつもりか、行政管理局長官からお答え願いたいと思います。

○政府委員(石原周夫君) 恩給局の現在の仕事は、御承知のように軍人遺家族の關係におきまして、まだ二百万件をこゆる件数が残っておりまして、まだまだ仕事が残るという前提におきましてこの案を考えたわけではございません。この御提案を申し上げておきます法律案におきまして、審査の事務につきます恩給局に委託するということにいたしましたのは、法案に明らかでございます。従来、恩給部分と、これからやめようとする人たちが今後におきます在任期間の合算をいたしたものを受ける、従いまして自分の間は両者が併給をせられるというところに相なっております。むしろ前者の面が金額的にも大きいわけでございます。

○委員(永岡光治君) 次に、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。これより本案の質疑に入ります。政府側の出席は、山口行政管理局長官、細田運輸省官房長、林航空局長、吉村農林省官房長、世耕経済企画庁長官、浅村総合開発局長、以上であります。○矢嶋三義君 世耕長官とそれから重宗運輸大臣がお見えになっておりますから、お忙しいそうですから、これは具体的な問題ですから、先にちよつと

やらしていただきたいと思ひます。よろしくごさいますか。○委員(永岡光治君) よろしくごさいます。○矢嶋三義君 経済企画庁長官に伺ひます。この法案中、あなたのところの経済企画庁に關する部分として、次のごとく、すなわち、定員増二十名が出されておるわけですが、これは水質保全關係の事務の増加に伴う定員増、ごもつともだと思ひます。それで、他の委員会でも伺つたのですが、離島振興の行政は、僻地であるから、非常に取り扱いにくいわけですね。離島の振興法が制定されて、離島振興の行政は、機上プランで経済企画庁の一部に腰かけておつて、そして適切な指導というものはなかなかできないわけですね。島はへんびな所にあるわけですから、だから、離島振興の立場から行政機構としては所管課を設けるべきです。これはあなたも認めになつて設けるということなのですが、そういう機構を設ければ、当然定員というものは必要になつてくるわけですね。このたびの改正案には出てくるものと期待をしておつたわけですね。これは離島振興審議会の結論でもあるわけですね。まだ出てきてないわけですね。そこで伺ひたいことは、今度は定員増が出てきてないわけですが、今あなたのところの定員のワケ内で離島振興の課をできるだけ早く設けるといふことを、あなたから他の委員会でも御答弁をいただいているわけですね。設けたか設けなかつたか、すでに設けてないか、それば、いつまでに設けられるのか、その点をあなたから伺う。それから山口

長官からは、今お聞きいただいたと思うのですが、離島振興にはその行政事務に携わる員数が要だ。これは内閣総理大臣の諮問機關である国家行政組織法によつて設けられた審議会の結論として答申もしてあるわけですね。今、長官はそれを認めながら、こういう改正案に出てきてないわけですね。おそれるあなたの方でチェックしたのだと思うのですが、長官はどういう御見解を持っておられるのか。ことしは出なかつたが、来年は経済企画庁長官の意向を入れて、若干の定員を確保するお考えでいらっしゃるのか。それぞれ御答弁いただきたいと思ひます。○國務大臣(世耕弘一君) お答えいたします。実はこの委員会でも御答弁申し上げたこともございますので、できるだけ御趣意に沿うように、ただいま事務的に処理をいたしております。そこで、行政処置の可能な範圍においてまず実現したい、かように考へて、事務的な処置を進めております。なお、その事務的な処置の経過については、局長からお話し申し上げます。○政府委員(浅村廉君) 離島振興課の設置につきましては、かねて私も努力をいたしておるわけでございますが、矢嶋委員御承知のように、当初、予算面で十名程度の定員を私も要求をいたしましたところが、諸種の事情から実施が困難となりましたので、現在におきましては、私ももといたしましては、開発局内の定員のやりくりと申しますか、そういう考え方によりまして、最小限度のものをここに供出したてて参りたいという考えでおります。取敢りにつきましては、長官も設置の方針でいくということをおつておられますので、まず企画庁の組織令の改正をいたさなければなりません。従いまして、その政令の改正案をたゞいま私どもで事務的に案を練つておりまして、各省と逐次折衝をいたしまして固めて参りたいということになつております。

○國務大臣(山口喜久一郎君) 今年度二十名企画庁に公用水域の水質保全に關する増員がございましたが、ただいまお尋ねの離島振興につきましては、先ほど行政管理局の方でチェックしたかどうかというお話がありました。まだ行政管理局の方に正式には申し出は受けてないわけでありまして、しかしながら、事情は私どもの方で十分承知しておる次第でありまして、今後い

しましては、まだ正式には行政管理局に折衝の段階に至っておりません。と申しますのは、私お答えいたしましたように、定員が一応ございませんで、種々検討いたしました結果、水質の二十名からこちらへ回すわけにも参りません。そこで、開発局内部で、いずれも相当に繁忙を来しておりますけれども、特にこのために人員を数名供出をさせまして、そうしてこれを離島振興課の母体としていくということにやうと最近局内の打合せを済ませまして、そうしてそれに従って行管なりその他関係のまだ各省がございすから、それと政令の改正案の審議ということで折衝を開始する予定にいたしております。できるだけ早く私の方は進めて参るつもりでございます。

○矢嶋三義君 私の伺っている点は、総合開発局も非常にこれは重要な仕事で、員数も必要とすると思うのです。私は今審議しておる行政機関職員定員法案ですね、この提案作業過程において、当然私は経済企画庁としては、私は離島振興審議会の委員の一人ですが、長いことそういう意向を審議会としては政府に意思表示をしておるわけですから、当然その職務を担当されている経済企画庁としては、審議会の意向をくんで、そうしてこの法律案提案過程において、政府内部責任官庁である行政管理局に対して、そういう要望をされたものと思うのです。そこで、今行政管理局長官としては、経済企画庁からそういう定員増の必要さは要望されたことはないという御答弁があったので、私は非常に心外だから重ねてあなたに伺っている。お答えいただきたいと思う。

○政府委員(浅村廉君) 私といましては、離島振興課の設置問題については、いろいろな機会に各方面にお話をいたしておりますが、しかし、それは事務的に申しますと、はなはだ事務的でおそれ入りますが、政令案の改正という形で正式には御相談いたしませんと、これはどうにもなりませんので、従ってそういう意味では今日までおくれとおたわけでありましたが、私もといましてはこういう考えでいくということはいよいよ踏み切りましたので、従って政令案の改正という形で正式に行管を初めとして、その他の関係の各省に大至急折衝をいたしたいという状況でありますので、御了承いただきたいと思ひます。

○矢嶋三義君 それでは二つに分けて私は申し上げておきますが、その一つは、次回において行政機関職員定員法を内閣として一部改正される場合は、経済企画庁としては部内操作でなく、審議会の意向をくんで、その定員確保をするように政府内部において努力をされ、そして行政管理局長官としては、先刻あなたの答弁されたような線に沿って十分経済企画庁と協議をされることを御要望申し上げます。これはお約束できるかという答弁をいただくと、それから次に、当面は政令改正案を考へて関係省庁と連絡をとっておる段階だ、こういうことですが、これはまず次官会議にかかるとのことと私は思うのですが、そうして次官会議にかかると、おそれ行政管理局の意向というものを一応サウナした後にいかかるものと私は思うのですが、ね。いつその次官会議にかける予定か。それから山口長官に対しては、経

済企画庁から部内の機構、運用改正としてこういう考えがあるからといってあなたの方の意向を伺ってきた場合に、先ほどの答弁から言えば、当然あなたはオーケーを即座になされると思うのですが、そういう御用意があるかどうか。その二点についてそれぞれの方からお答え願ひます。

○国務大臣(世耕弘一君) 御趣旨に沿うように努力したいと思ひます。なお、それはそれといたしまして、特に事務的にすみやかに実際に即するようには実は奮勵いたしております。だから今のあなたの御趣旨は十分のみ込んでいたしたいと思ひますからよろしく。

○国務大臣(山口喜久一郎君) 先ほど御答弁申し上げました通り、ただいまのところは、所屬する調査官の適切な運用によつて、事務は決して滞滞してはいないと思ひますが、結局将来の問題としては、調査官として参画するか、それとも課を設けて課長としてこの事務を分掌するかという問題になると思ひますが、私は離島振興という重要な重要な施策に対しては、やはり課を設けていくことが当然であつて、ただし、その内部においてそれを何名とすることは、将来経済企画庁と十分御協議の上御趣旨に沿うようにいたしたい。

○千葉信君 動議ですが、本法案につきましては今それぞれ野党の間に修正案の交渉が進められております。今の矢嶋委員の質問は、その問題によつてその質問の内容がかなり変わってくるものが予想されます。従つてその修正案の交渉の成否が、今後の質疑にかなり影響を持つてくると思ひますので、

ここで一つ委員長休憩に取り計らつていただきたいと思います。

○委員長(永岡光治君) 暫時休憩いたします。

午後五時三十分休憩

(休憩後開会に至らなかった)

四月八日委員会に左の案件を付託された。

一、軍人恩給の加算制復元に関する請願(第一六六八号)(第一七三二号)(第一七六四号)

一、建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願(第一六六九号)(第一六八〇号)(第一六八一号)(第一七二五号)

一、国家公務員退職年金制度に関する請願(第一六九六号)(第一七一七号)

一、公務員の暫定手当に関する請願(第一七一四号)

一、国立病院医師の待遇改善に関する請願(第一七一五号)

一、恩給改訂に関する請願(第一七二六号)(第一七二九号)(第一七五〇号)

一、総理府恩給局勤務の常勤職員の見員化に関する請願(第一七六九号)

未裁定者は、普通恩給受給資格を失つたまま放置されているから未裁定者に対しても既裁定者と同要領によつて加算を復元するよう早期に恩給法の改正を実施せられたらとの請願。

第一七三二号 昭和三十四年四月一日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 京都府綴喜郡田辺町京連野田辺支内 川端智誠外百九十八名

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第一六六八号と同じである。

第一七六四号 昭和三十四年四月二日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願(二通)

請願者 群馬県多野郡新町二、二二ノ二七 小柳武次郎外八百七十七名

紹介議員 松村 秀逸君

この請願の趣旨は、第一六六八号と同じである。

第一六六九号 昭和三十四年三月二十七日受理

建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市寿町五七〇 鴨志田省三外二百五十二名

紹介議員 武藤 常介君

建設省においては、現在定員不足のため、業務並びに工事遂行上定員内職員と同一な職務内容と責任をもち、しか

も長期にわたり継続勤務している常勤労働者(準職員)六千八百三十三名と常勤非常勤職員(補助員)九千八百八十一名を雇うようしているが、建設省における事業遂行を円滑にし、しかも従業する職員の身分を保障することによつて責任ある職務遂行を行い国民の要望にこたえるため、定員法にもとづく定数規程の第二条第一項の定数一万六千四百二十八名を三万二千三百九十二名に改正せられたとの請願。

第一六八〇号 昭和三十四年三月二十七日受理  
建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願

請願者 兵庫県相生市佐方町五三二ノ一 松井三四二  
外五十三名

紹介議員 松浦 清一君  
この請願の趣旨は、第一六六九号と同じである。

第一六八一号 昭和三十四年三月二十七日受理  
建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願

請願者 東京都千代田区霞ヶ関合同庁舎内全建設省労働組合関東地方本部渡良瀬支部内 高橋一公  
紹介議員 大和 与一君  
この請願の趣旨は、第一六六九号と同じである。

第一七二五号 昭和三十四年三月三十一日受理  
建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願

請願者 広島市仁保町青崎全建設省労働組合中国地方本部広島国道支部内  
田田好生

紹介議員 山田 節男君  
この請願の趣旨は、第一六六九号と同じである。

第一六九六号 昭和三十四年三月二十八日受理  
国家公務員退職年金制度に関する請願

請願者 名古屋市東区車道東町三ノ二 佐藤寅秀  
紹介議員 成瀬 幡治君

今回国家公務員退職給付制度の根本的改行が行われるものであるが、このたびの改行は現在の退職公務員にとつても重大な関係をもつものと考えられるから、(一)国家公務員の退職年金制度は国家管理方式によつて実施すること、(二)既存の文官恩給等は経過措置を設けて新制度に引きつぐこと、(三)新制度には現職者の給与改正に伴つて退職年金も改正されるよう法文化すること等について詮議の上善処せられたとの請願。

第一七二七号 昭和三十四年三月三十一日受理  
国家公務員退職年金制度に関する請願

請願者 山口県岩国市大字車二一七山口県退職公務員連盟岩国支部内 村上賢一外二十一  
紹介議員 重宗 雄三君  
この請願の趣旨は、第一六九六号と同じである。

十日受理  
公務員の暫定手当に関する請願

請願者 長崎県佐世保市指方免市立三川内中学校内  
秋本勝外七名

紹介議員 矢嶋 三義君  
第二十六回国会において地域給制度が廃止され不合理の是正に一步前進したが、現実的には暫定手当の名のもとに依然として残存し、幾多の不合理が未解消のまま放置されているため、農山漁村並びに新合併町村の教育行政及び学校運営の上に種々支障をきたしている実情であるから、地域給制度の実際の解消の速度を早めるため、昭和三十四年四月から暫定手当の五パーセントを直ちに本俸に繰り入れられると共に、今後の級差を縮めて不合理を解消する具体的な方法を明確にせられたらいい。なお、昭和三十四年四月から同一市町村内における暫定手当の不均衡は正等の措置を講ぜられたとの請願。

第一七二五号 昭和三十四年三月三十日受理  
国立病院医師の待遇改善に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市大町一〇 野坂三枝  
紹介議員 草葉 隆圓君  
国立病院に勤務する医師の待遇改善については、国立病院長協議会が、これまでしばしば陳情並びに請願をしてきたにもかかわらずいまだにこれが成果をみるに至らないことはまことに遺憾であり、これをこのまま放置すれば国立病院の運営上に重大なる支障を招来する事態も予想されるから、これらの医師に対する給与改善についてはぜひとも格別の配慮を払われたいとの請願。

請願。  
第一七二六号 昭和三十四年三月三十一日受理  
恩給改訂に関する請願(七通)

請願者 福島県会津若松市栄町七五一福島県退職公務員連盟若松支部内 本間力三郎外千三百六十六名  
紹介議員 田畑 金光君  
文官恩給の公正な調整のために、仮定俸給抑制措置を是正してすみやかに完全なる一万五千五百円ベースの仮定俸を実施し、さらに文官恩給の内部には、退職時期によつていじめるしい恩給額の不均衡があるから、新旧退職者の間の格差を調整して不均衡を是正するとともに、公務員の給与水準の改定に伴う恩給改正について明確に法文化せられたらいいとの請願。

第一七二九号 昭和三十四年四月一日受理  
恩給改訂に関する請願

請願者 福島県伊達郡保原町城ノ内二四福島県退職公務員連盟伊達支部内 長谷川潔外二百二十名  
紹介議員 石原幹市郎君  
この請願の趣旨は、第一七二六号と同じである。

第一七五〇号 昭和三十四年四月一日受理  
恩給改訂に関する請願(四通)

請願者 福島県郡山市字咲田町二二七 石井保外六百二十名  
紹介議員 田畑 金光君

この請願の趣旨は、第一七二六号と同じである。

第一七六九号 昭和三十四年四月二日受理  
總理府恩給局勤務の常勤職員の定員化に関する請願

請願者 東京都千代田区霞ヶ関員組合内 高田松男  
紹介議員 永岡 光治君  
總理府恩給局に雇用されている四百九十名の常勤職員は、定員内職員とはほぼ同一の職務内容と責任をもち、かつ平均四年以上継続しているものが全体の八十パーセントを占めている。これは明らかに臨時的業務に従事しているというとはできず定員内職員の定数が不足している事実を証明している。一方昭和二十八年法律第五十五号施行以来数次にわたる改正によつて恩給業務は著しく増大しており、将来にわたつても受給権調査、証書改訂等の業務が山積しとていつ臨時業務ということはできない。これらの常勤職員の大多数は文書の起草、書類の審査等重要な職務を遂行しているのにその身分は二箇月に限つて更新継続雇用されるといふ非常に不安定な状態にあるため、職務に対する労働意欲が減退するばかりでなく、職務の責任ある完遂も困難とならざるを得ないから、早急に常勤職員四百九十名の定員化を実現せられたいとの請願。

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、恩給改訂に関する請願(第一七七三号)(第一七七四号)(第一七八

二号(第一七九号)(第一八二二号)(第一八二三号)(第一八二四号)(第一八二五号)

一、労働省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(第一七八一号)(第一七八三号)(第一七八四号)(第一七八五号)(第一七八六号)(第一七八七号)(第一七八八号)(第一七八九号)(第一七九〇号)(第一七九一号)(第一七九二号)(第一七九三号)(第一八〇一号)(第一八一一号)(第一八一二号)(第一八二八号)

一、建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願(第一七九四号)(第一八一〇号)(第一八二七号)

一、国立病院等の医師の待遇改善に関する請願(第一八〇〇号)

一、国家公務員退職年金制度に関する請願(第一八〇二号)

一、農林省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(第一八二三号)

一、国家公務員退職年金制度に関する請願(第一八一四号)

一、軍人恩給の加算制復元に関する請願(第一八二六号)(第一八三三三号)

第一七七三三号 昭和三十四年四月三日受理

恩給改訂に関する請願  
請願者 福島県信夫郡信夫村大森下町一九福島県退職公務員連盟信夫支部内伊達忠外六百六十八名

紹介議員 石原幹市郎君  
文官恩給の公正な調整のために、仮定俸給抑制措置を是正してすみやかに完全なる一万五千円ベースの仮定俸

を実施し、さらに文官恩給の内部には、退職時期によつていちじるしい恩給額の不均衡があるから、新旧退職者の間の格差を調整して不均衡を是正するとともに、公務員の給与水準の改定に伴う恩給改正について明確に法文化せられたいとの請願。

第一七七四号 昭和三十四年四月四日受理

恩給改訂に関する請願  
請願者 福島県白河市宰領町一福島県退職公務員連盟白河支部内 増田忠外百七十名

紹介議員 石原幹市郎君  
この請願の趣旨は、第一七七三三号と同じである。

第一七八二二号 昭和三十四年四月六日受理

恩給改訂に関する請願  
請願者 福島県双葉郡大熊町大字龍川字鏡治屋川原田西名清外二百三十三名

紹介議員 石原幹市郎君  
この請願の趣旨は、第一七七三三号と同じである。

第一七九九号 昭和三十四年四月七日受理

恩給改訂に関する請願  
請願者 福島県須賀川市西六ノ三五福島県退職公務員連盟岩瀬支部内 山口金造外百二十七名

じである。  
第一八二二二号 昭和三十四年四月八日受理

恩給改訂に関する請願(二通)  
請願者 福島県石川郡石川町立ヶ岡一〇〇福島県退職公務員連盟石川支部内矢部保節外六百三十九名

紹介議員 田畑 金光君  
この請願の趣旨は、第一七七三三号と同じである。

第一八二三三三号 昭和三十四年四月八日受理

恩給改訂に関する請願  
請願者 福島県耶麻郡西会津町奥川福島県退職公務員連盟会津西部支部内佐藤正夫外四十五名

紹介議員 石原幹市郎君  
この請願の趣旨は、第一七七三三号と同じである。

第一八二四四号 昭和三十四年四月九日受理

恩給改訂に関する請願  
請願者 福島県郡山市深沢町一四七福島県退職公務員連盟郡山支部内 宗穆外二百五十三名

請願者 宮城県古川市宮沢桜目小谷地六八 草刈内記外八百七十二名

紹介議員 吉野 信次君  
この請願の趣旨は、第一七七三三号と同じである。

第一七八一一号 昭和三十四年四月四日受理

労働省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)  
請願者 神戸市兵庫区永沢町四ノ一 斎藤鉄也外一名

紹介議員 占部 秀男君  
労働省勤務の事務補助員(定員外の常勤職員、事務補佐員または臨時集計員(常勤的非常勤職員)と呼ばれる定員外職員二千三百四名は、定員内職員と同一の職務に従事し、かつ恒常的業務に従事しているものであるから、これらの定員外職員の定員化を図りたいとの請願。

第一七八三三三三号 昭和三十四年四月六日受理

労働省勤務の定員外職員の定員化に関する請願  
請願者 大阪府豊中市大字三屋荒川玲子

紹介議員 吉江 勝保君  
この請願の趣旨は、第一七八一一号と同じである。  
第一七八四四号 昭和三十四年四月六日受理

紹介議員 江田 三郎君  
この請願の趣旨は、第一七八一一号と同じである。

第一七八五五号 昭和三十四年四月六日受理

労働省勤務の定員外職員の定員化に関する請願  
請願者 大阪府高槻市北園町一九一 藤村和夫

紹介議員 阿具根 登君  
この請願の趣旨は、第一七八一一号と同じである。

第一七八六六号 昭和三十四年四月六日受理

労働省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)  
請願者 大阪府南河内郡藤井寺町岡九六〇 小裏繁雄外一名

紹介議員 棒 繁雄君  
この請願の趣旨は、第一七八一一号と同じである。

第一七八七七号 昭和三十四年四月六日受理

労働省勤務の定員外職員の定員化に関する請願  
請願者 兵庫県伊丹市字蔵ノ団地二 平山昭

紹介議員 秋山 長造君  
この請願の趣旨は、第一七八一一号と同じである。

第一七八八八号 昭和三十四年四月六日受理

労働省勤務の定員外職員の定員化に関する請願  
請願者 大阪府泉大津市高津町一五二 松本忠良

紹介議員 大坂府泉大津市高津町一五二 松本忠良

労働省勤務の定員外職員の定員化に関する請願  
請願者 大阪府泉大津市高津町一五二 松本忠良

紹介議員 大坂府泉大津市高津町一五二 松本忠良

労働省勤務の定員外職員の定員化に関する請願  
請願者 大阪府泉大津市高津町一五二 松本忠良

請願者 大阪市東淀川区三国本町一ノ一〇 山下二郎

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第一七八九号 昭和三十四年四月六日受理

労働省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 大阪市城東区西鳴野一ノ二四 長尾輝六

紹介議員 光村 基助君

この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第一七九〇号 昭和三十四年四月六日受理

労働省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 大阪市西淀川区柏里町三ノ二一 林 勝利

紹介議員 安部キミ子君

この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第一七九一号 昭和三十四年四月六日受理

労働省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 京都府綴喜郡八幡町上津屋 岩本益子

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第一七九二号 昭和三十四年四月六日受理

労働省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 大阪市阿倍野区北畠西一ノ七〇 高橋和子外一名

紹介議員 中村 正雄君

この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第一七九三号 昭和三十四年四月六日受理

労働省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 大阪市東住吉区桑津町七ノ一九 宮村悦子外一名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第一八〇一号 昭和三十四年四月七日受理

労働省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 大阪府貝塚市海塚一三〇 麻生川節三外一名

紹介議員 成田 一郎君

この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第一八一一号 昭和三十四年四月七日受理

労働省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 奈良市古市町三三八 宮本安正

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

である。

第一八一二号 昭和三十四年四月七日受理

労働省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 大阪府岸和田市北町三五九 川村基次

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第一八二八号 昭和三十四年四月九日受理

労働省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 大阪府堺市曙尾宮本町寺島 勝

紹介議員 鶴見 祐輔君

この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第一七九四号 昭和三十四年四月六日受理

建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願

請願者 愛媛県喜多郡肱川村全支部内 川淵正雄

紹介議員 田中 一君

建設省においては、現在定員不足のため、業務並びに工事遂行上定員内職員と同一な職務内容と責任をもち、しかも長期にわたる継続勤務している常勤労働者(準職員)六千八百八十三名と常勤非常勤職員(補助員)九千八百八十一名を雇っているが、建設省における事業遂行を円滑にし、しかも従業する職員の身分を保障することによって責

任ある職務遂行を行い国民の要望にこたえるため、定員法にもとづく定数規模の第二案第一項の定数一万六千四百二十八名を三万二千三百九十二名に改正せられたとの請願。

第一八一〇号 昭和三十四年四月七日受理

建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願

請願者 愛媛県喜多郡肱川村全支部内 大原啓良

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八二七号 昭和三十四年四月九日受理

建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願

請願者 東京都千代田区霞ヶ関合同庁舎第二号館全建設省労働組合内 日谷 仁

紹介議員 堀本 宣實君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八〇〇号 昭和三十四年四月七日受理

国立病院等の医師の待遇改善に関する請願(三通)

請願者 京都府宇治市木幡内畑六 川上一郎外二名

紹介議員 谷口弥三郎君

貴重なる人命を預かる医師という職業は、世界いずれの国をみても他のいかなる職種よりその待遇は著しくよい

が、わが国の国立病院、療養所の医師の給与は、はなはだしく低く、そのために国立病院、療養所においては医師の欠員が続出した診療ならびに研究上の意欲をなだしく阻害している現状であるから、国家公務員の俸給表医療職第一表の根本的改訂をおこない最低三割方の増俸をするよう特別の考慮を払われたいとの請願。

第一八〇二号 昭和三十四年四月七日受理

国家公務員退職年金制度に関する請願

請願者 名古屋瑞穂区上坂町一ノ二 愛知県退職公務員連盟瑞穂区支部内 青木末太郎

紹介議員 青柳 秀夫君

今回国家公務員退職給付制度の根本的改革が行われるよであるが、このたびの改革は現在の退職公務員にとつても重大な関係をもつものと考えられるから、(一)国家公務員の退職年金制度は国家管理方式によつて実施すること、(二)既存の文官恩給等は経過措置を設けて新制度に引きつぐこと、(三)新制度には現職者の給与改正に伴つて退職年金も改正されるよう法文化すること等について詮議の上善処せられたいとの請願。

第一八一三号 昭和三十四年四月七日受理

農林省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 熊本市千葉城一農地事務局内 宗村之俊

紹介議員 森中 守義君

農林省勤務の定員外職員は、一般職員

と同様の農林行政にたずさわっているにもかかわらず、定員外職員であるという名のもとに、身分が不安定であるばかりか、超勤、旅費等、すべてに差別されている状態であるから、すみやかに定員外職員の定員化を図られたいとの請願。

第一八四号 昭和三十四年四月七日受理

国家公務員退職年金制度に関する請願  
請願者 熊本県下益城郡城南町 塚原 塚本一二外十三名

紹介議員 森中 守義君  
この請願の趣旨は、第一八〇二号と同じである。

第一八二六号 昭和三十四年四月九日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願（十三通）

請願者 群馬県伊勢崎市柴町七七六 鹿沼信寿外三千六百三十四名  
紹介議員 伊能 芳雄君

第二十八回国会において恩給法は改正されたが、終戦後復員した七十五万人に及ぶいわゆる赤紙応召者については、いまだに恩給の加算制が認められないため終戦前に帰還した者に比較してまことに不均衡な処遇を受けているから、すみやかに、加算制復元の早期法制化に尽力せられたいとの請願。

第一八三三号 昭和三十四年四月九日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願（二通）

昭和三十四年五月二日印刷

請願者 愛知県西尾市上道目町中市場二 渡辺武外四百八十名  
紹介議員 青柳 秀夫君  
この請願の趣旨は、第一八二六号と同じである。

四月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、労働省勤務の定員外職員の定員化に関する請願（第一八四六号）  
一、軍人恩給の加算制復元に関する請願（第一八四七号）

第一八四六号 昭和三十四年四月十三日受理

労働省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 大阪府守口市桃町八保田文恵  
紹介議員 木内 四郎君

労働省勤務の事務補助員（定員外の常勤職員）、事務補佐員または臨時集計員（常勤の非常勤職員）と呼ばれる定員外職員二千三百四名は、定員内職員と同一の職務に従事し、かつ恒常的業務に従事しているものであるから、これらの定員外職員の定員化を図られたいとの請願。

第一八四七号 昭和三十四年四月十三日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 群馬県高崎市柳川町群馬県旧軍人恩給権擁護連盟高崎連合支部内 田村武二外千九百六十名  
紹介議員 松村 秀逸君

第二十八回国会において恩給法は改正されたが、終戦後復員した七十五万人に及ぶいわゆる赤紙応召者については、いまだに恩給の加算制が認められないため終戦前に帰還した者に比較してまことに不均衡な処遇を受けているから、すみやかに、加算制復元の早期法制化に尽力せられたいとの請願。

昭和三十四年五月四日発行